



徳島市
教育振興基本計画
(第4期)

令和7年3月
徳島市教育委員会

はじめに

徳島市教育委員会では、平成22年10月に第1期の「徳島市教育振興基本計画」を策定して以降、3期にわたり、「かがやきの人づくり～文化を育み、未来へ飛翔する人づくり～」を基本目標に掲げ、その達成に向けて各種施策を積極的に展開してまいりました。

令和2年3月に策定した第3期計画期間中には、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行の影響を受け、本市でも、学校（園）の臨時休業措置をはじめ数多くの非常時対応を求められましたが、学校（園）現場においても、様々な制約の下、学校（園）長をはじめとする教職員が一致協力し、オンライン授業の導入など新しい環境に適応しながら、創意工夫により困難を乗り越える日々が続きました。

今後は、新型コロナウイルス感染症がもたらした、こうした社会の変化への対応や、少子化・人口減少、グローバル化の進展、地球規模課題、格差の固定化と再生産など、様々な社会課題への対応がこれまで以上に求められる中、教育の果たす役割がますます重要となってまいります。

このような中、国においては、令和5年6月に2040年以降の社会を見据えた教育政策における総括的な基本方針として「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」の2つをコンセプトに掲げた「第4期教育振興基本計画」が策定され、新しい取組が進められています。

本市においても、この国の計画を参酌しつつ、今後予想される社会変動及び教育を取り巻く環境変化を踏まえ、令和7年度から令和11年度までの5年間の本市教育の指針となる「徳島市教育振興基本計画（第4期）」を策定する運びとなりました。

本計画を実現するためには、教育委員会として組織の総合力を生かしながら、学校（園）、家庭、地域などが一体となって施策を推進し、市民の皆様とともに取り組んでいくことが重要であると考えておりますので、今後とも一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言いただきました「徳島市教育振興基本計画（第4期）策定委員会委員」の皆様をはじめ、市民の皆様、関係者の皆様に対しまして、心からお礼申し上げます。

徳島市教育委員会
教育長 松本 賢治

目次

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格	2
3	計画の期間	2

第2章 計画策定の背景

1	教育を取り巻く環境	3
2	教育の今日的な課題	6

第3章 徳島市の目指す教育の姿

1	基本理念	8
2	基本目標	9
3	基本方針	9

第4章 施策の展開

	施策体系	11
	基本方針1 「生きる力」を育む学校教育の推進	13
(1)	確かな学力の育成	13
(2)	豊かな心の育成	15
(3)	健やかな体の育成	17
(4)	幼稚園教育の充実	21
(5)	義務教育の充実	22
(6)	高等学校教育の充実	24
(7)	特別支援教育の充実	25
(8)	社会の変化に対応する教育の推進	27
(9)	魅力ある食育の推進	31
	基本方針2 信頼される教育環境の実現	33
(1)	教育環境の充実	33
(2)	信頼される学校づくりの推進	34
(3)	教育の組織運営体制等の充実	36

基本方針 3	心豊かでたくましい青少年の育成	41
(1)	家庭教育の充実	41
(2)	青少年活動の充実	42
(3)	健全育成体制の充実と環境整備	42
(4)	いじめ・不登校への対応	46
基本方針 4	一人ひとりを尊重する人権教育・啓発の推進	50
(1)	学校教育における人権教育の推進	50
(2)	社会教育における人権教育の推進	51
基本方針 5	創造する喜びを拡げる生涯学習の推進	53
(1)	生涯学習活動の推進	53
(2)	生涯学習施設の整備・充実	54
基本方針 6	郷土の遺産である文化財の保存と活用	55
(1)	文化財の保存と活用の推進	55
(2)	文化財に親しむ機会の充実	56

第5章 計画の推進

1	役割分担及び連携	58
2	進行管理	58
3	成果指標	59

参考資料

1	用語解説（本文中の*印のある用語について解説）	64
2	策定体制等	73
(1)	策定体制	73
(2)	策定委員会設置要綱	74
(3)	策定委員会委員名簿	76
(4)	策定検討委員会設置要綱	77
3	策定の経緯	79
(1)	策定の経緯	79

- ◆ 本文中に、*印のある用語については、用語の解説をしています。64ページからの「用語解説」を参照してください。
 なお、同じ用語が同じページに複数記載のあるものは、初出された箇所のみ*印を付けています。

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成18年12月に改正された教育基本法では、教育の理念や目的を具体化するため、「教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策等を盛り込んだ基本的な計画を国が定めること」、さらには、「地方公共団体は、国の計画を参酌し、その地域の実情に応じた基本的な計画を定めるよう努めなければならない」とされています。

徳島市教育委員会は、この教育基本法の規定に基づき、本市の実情に応じた教育振興のための施策に関する基本的な計画として、平成22年10月に「徳島市教育振興基本計画」（以下、第1期計画という。）を策定しました。

第1期計画では、「かがやきの人づくり～文化を育み、未来へ飛翔する人づくり～」を基本目標に掲げ、将来を担う子どもたちの育成、市民が生きがいを持って心豊かな生活を送れるよう生涯学習の充実、スポーツ・文化活動の振興により心も体も健康で豊かな創造性にあふれた人づくりなど、各種教育施策に取り組んできました。

また、平成27年3月には、「徳島市教育振興基本計画（第2期）」（以下、第2期計画という。）を、令和2年3月には現行計画である「徳島市教育振興基本計画（第3期）」（以下、第3期計画という。）を策定し、「確かな学力の育成」や「豊かな心の育成」などをはじめとする各種施策に、総合的かつ計画的に取り組んでいるところです。

このような中、国においては、令和5年6月に「持続可能な社会の創り手の育成」「日本社会に根差したウェルビーイング^{*}の向上」の2つのコンセプトのもと、「グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成」をはじめとする5つの基本的な方針と「確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成」など16の目標を掲げ、将来の予測が困難な時代の教育の羅針盤として第4期教育振興基本計画を策定しています。

本市では、第3期計画が令和6年度に終了することから、これまでの取り組みの成果と課題を検証しながら、改めて本市の教育の方向、目標を定め、今後講ずるべき施策を示した新たな指針となる徳島市教育振興基本計画（第4期）を策定するものです。

2 計画の性格

- (1) 本計画は、対象範囲を学校教育※、社会教育をはじめとする本市教育委員会が所管する各種施策を網羅するものであり、本市の教育行政推進の基本と位置づけます。
また、教育基本法をはじめ関係法令に基づき、毎年度示す教育目標や基本方針作成の基本とし、継続的な取組の柱とします。
- (2) 本計画は、教育基本法第17条第2項の規定（努力義務）に基づき本市が定める、教育の振興のための施策に関する基本的な計画とし、徳島市総合計画、その他関連する計画との整合性を保ちながら事業の推進を図ります。

【参考】 教育基本法（平成18年12月22日施行）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

3 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5カ年間の計画とします。

ただし、急激な社会情勢の変化などに伴い変更の必要が生じた場合は、適宜計画の見直しを行うこととします。

年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31 R元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11			
【国】	教育振興基本計画				教育振興基本計画(第2期)				教育振興基本計画(第3期)				教育振興基本計画(第4期)												
【徳島県】	徳島県教育振興計画				徳島県教育振興計画(第2期)				徳島県教育振興計画(第3期)				徳島県教育振興計画(第4期)												
【徳島市】	徳島市教育振興基本計画				徳島市教育振興基本計画				徳島市教育振興基本計画(第3期)				徳島市教育振興基本計画(第4期)												
【参考】	第4次徳島市総合計画				徳島市まちづくり総合ビジョン				徳島市総合計画2021実施計画				徳島市総合計画2025												

第2章 計画策定の背景

1 教育を取り巻く環境の変化

(1) 将来の予測が困難な「VUCA」の時代

現代は将来の予測が困難な時代であり、その特徴である Volatility（変動性）、Uncertainty（不確実性）、Complexity（複雑性）、Ambiguity（曖昧性）の頭文字を取って「VUCA」の時代とも言われています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響やロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化は、正に予測困難な時代を象徴する事態であったと言えます。本市においても、コロナ禍でのさまざまな行動制限、学校活動の制約等を体験しました。

このような危機に対応する強靭さ（レジリエンス）を備えた社会をいかに構築していくかという観点が今後重要になるとの認識のもと、国の計画においては「2040年以降の社会を見据えたとき、現時点で予測される社会の課題や変化に対応して人材を育成するという視点と、予測できない未来に向けて自らが社会を創り出していく（人材を育成する）という視点の双方が必要となる」との考えが示されており、本市においてもこうした観点・視点を教育施策に反映させていく必要があります。

(2) デジタルトランスフォーメーション（DX）の進展・Society5.0の到来

令和元年12月に発生した新型コロナウイルス感染症の世界的な流行に伴い、国際経済の停滞、グローバルな人的交流の減少、体験活動の機会の減少などの事態が生じました。また、令和2年3月に全国的に学校の臨時休業措置が取られたことにより、子どもたちの居場所やセーフティネットとしての学校の福祉的役割を再認識するきっかけとなりました。感染拡大当初はICT※の活用が十分ではなく、デジタル化への対応の遅れが浮き彫りとなりましたが、これを契機として遠隔・オンライン教育が進展し、学びの変容がもたらされました。こうした社会状況もあいまって、デジタルトランスフォーメーション（DX）※の進展は社会により良い変化をもたらす可能性のある変革として注目されています。

また、社会全体のデジタルトランスフォーメーション（DX）の進展は、第4次産業革命の進展、IoT※やAI※（人工知能）、ビッグデータ、ロボティクス等の先端技術の一層の高度化とともに、わが国が目指す未来社会像、Society5.0（超スマート社会）※を実現するための必要な取組とされており、国の計画においても「5つの基本的な方針」の1つに教育DX※の推進が掲げられています。本市においても、各学校段階における教育DXを一層推進していく必要があります。

(3) 少子化、人口減少、高齢化

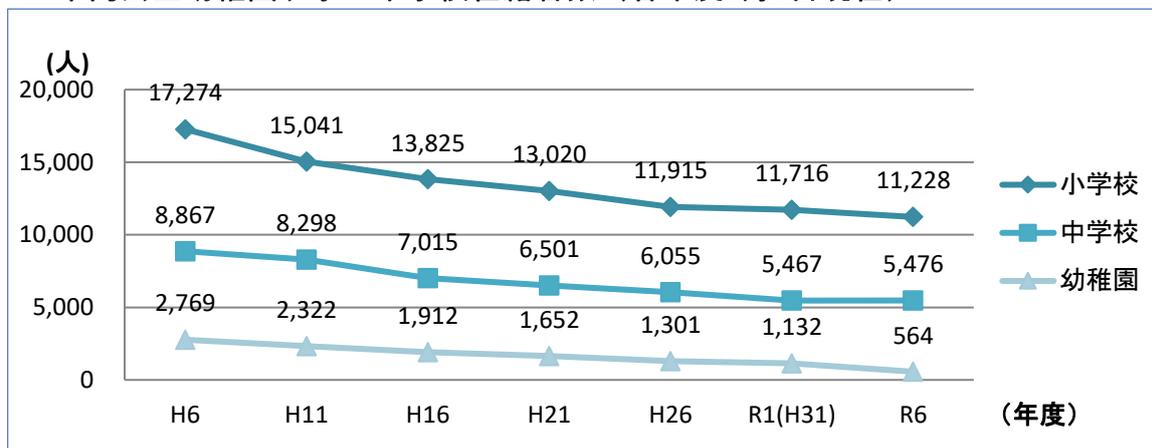
現時点で予測できる社会の変化として人口減少が挙げられ、現在の日本の生産年齢人口である15～64歳の人口は、2050年には現在の2/3に減少すると推計されています。人口減少の問題は、国では労働生産性の観点からの懸案事項としても受け止められていますが、特に地方において深刻であり、地方創生の観点から対応が必要です。加えて、長寿命化が進展する中での対応も求められています。

徳島市の推計人口は、令和6(2024)年6月現在、約24万5千人となっています。平成10(1998)年の約27万人をピークに概ね毎年減少しており、令和32(2050)年の将来推計人口は19万2千人となっています。

年間出生数についても、平成22(2010)年には2,175人でしたが、令和5年(2023年)に1,703人まで減少しています。それに伴い、年少人口(14歳以下)の占める割合は、平成22(2010)年には、13.1%でしたが、令和6年6月現在、11.79%と減少しており、高齢人口(65歳以上)の占める割合30.3%の約3分の1となっています。

年少人口の減少に伴い、学校の小規模化が進行することで、児童生徒の人間関係の固定化や、学校行事、部活動の活性化等に係る課題が指摘されるなど、学校教育*の在り方にも大きな影響を及ぼしています。また、若者の減少による活力の低下や、将来の地域社会の担い手が減少することによる影響も懸念されており、持続可能な社会を維持・発展させていく人材の育成や、地域資源の活用をはじめとした、魅力ある学校づくりに向けた取組の推進がより一層重要となっています。

■ 市内公立幼稚園、小・中学校在籍者数（各年度5月1日現在）



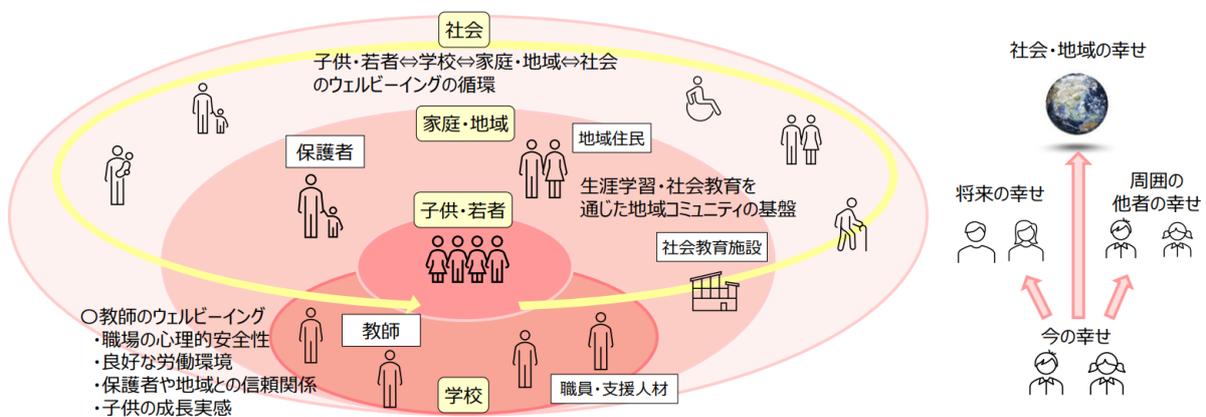
(4) 広まりつつあるウェルビーイング*の考え方

経済先進諸国においては、経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや健康までを含めて幸福や生きがい捉える「ウェルビーイング(Well-being)」の考え方が重視されてきており、経済協力開発機構(OECD)の「ラーニング・コンパス2030(学びの羅針盤2030)」では、個人と社会のウェルビーイングは「私たちの望む未来(Future We Want)」であり、社会のウェルビーイングは共通の「目的地」とされて

います。

国の計画ではコンセプトの1つとして「日本社会に根差したウェルビーイング*の向上」が掲げられており、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるように、教育を通じて日本社会に根差したウェルビーイングの向上を図っていくことが求められています。

子どもたちのウェルビーイングを高めるためには教師をはじめとする学校全体のウェルビーイングが重要です。また、子どもたち一人ひとりのウェルビーイングが、家庭や地域、社会に広がっていき、その広がりが多様な個人を支え、将来にわたって世代を超えて循環していくという姿の実現が求められています。本市においても、一人ひとりの多様なウェルビーイングの実現のための学びを、学校をはじめとする教育機関の日常の教育活動に取り入れていく必要があります。



出典：次期教育振興基本計画について（答申）参考資料・データ集（中央教育審議会）

(5) 18歳成年、こども基本法

成年年齢や選挙権年齢が18歳に引き下げられ、若者の自己決定権の尊重や積極的な社会参画が図られるとともに、こども基本法*及びこども家庭庁設置法*が成立し、子どもの権利利益の擁護及び意見表明などについて規定されたことを踏まえた対応が必要です。

こども基本法は、全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

2 教育の今日的な課題

近年の社会状況の変化は、教育の場に大きな影響を及ぼしており、本市においてもこれに伴うさまざまな課題への対応を迫られています。

第4期計画の策定にあたっては、第3期計画での取組に対する成果・検証を踏まえつつ、同計画との継続性を鑑みて、本市の教育において重要となる6つの課題を、次のとおり設けました。

(1) 学校教育*

児童生徒の学力や学習意欲の向上、いじめ、不登校問題等が、学校教育における喫緊の課題となっており、時代がどのように変化しようとも力強く生き抜く児童生徒を育成することが学校教育に求められています。

これらの課題に適切に対応し、子どもたちの生きる力を育てるため、幼稚園では生涯にわたる子どもたちの学びの基礎を培い、小・中学校では「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育成することが求められています。高等学校では、これらの成果に立ち、個性に応じた主体的な進路設計ができる力の育成が重要課題となっています。

また、特別な支援が必要な幼児・児童生徒一人ひとりに応じた適切な支援及び共に学ぶための体制づくりや環境整備を充実させていく必要があります。

(2) 教育環境

少子化により市内全体の幼児・児童生徒数は、減少しているものの、市内中心部周辺では、高層マンション等の建設による住宅環境の変化により、逆に増加している学校もみられ、教育環境の充実のために学校の適正配置が重要な課題となっています。

また、社会状況の変化を背景に、幼稚園から高等学校に至るまで校種を問わず学校・家庭・地域の緊密な連携が求められています。これに corres するのために学校は、組織運営体制の充実を図りながら、開かれた学校づくり、安全・安心の学校づくり等を推進していく必要があります。

(3) 青少年の健全育成

人間関係の希薄さ、社会全体の規範意識の低下などがクローズアップされる現在の社会において、青少年問題は複雑化かつ多様化しています。青少年が抱える問題に対して、学校・家庭・地域が連携を図りながら、きめ細かで迅速な対応が求められています。

(4) 人権教育

我が国では、これまで人権に関する諸般の施策が講じられてきましたが、今日においても、生命・身体の安全に関わる事象や、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等による不当な差別や人権侵害が、なお存在しています。

また、国際化や情報化、高齢化等の進展に伴って、人権に関する新たな課題も生じており、すべての人の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会の実現を急がなければなりません。

このため、市民一人ひとりの人権尊重の精神の涵養を、これまで以上に図ることが不可欠で、そのために行う人権教育・啓発の取組をより内実あるものとしていくことが求められています。

(5) 生涯学習

科学技術の高度化をはじめ社会環境が急激に変化する現代社会においては、新しい知識の重要性は、政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域で高まっています。

こうした時代にあって、人々は自己の充実・啓発や生活の向上のため、多様な学習機会を求めており、市民一人ひとりがその生涯にわたって、あらゆる機会にあらゆる場所において学習することができる生涯学習社会の構築を図ることが求められています。

(6) 文化財の保存と活用

文化財は、地域の歴史や文化の理解に欠くことのできない貴重な財産であるとともに、将来の地域づくりの核となるものとして、確実に次世代へ継承していくことが求められています。

しかし、今日の社会構造や価値観の変化、特に過疎化や少子高齢化などにより、長い歴史の中で伝えられ保存されてきた文化財や、文化財を守ることで伝えられてきた伝統的な知と技が失われつつあります。

このような状況の中、人々が生活の中で文化財を守り、地域社会において文化財を共通の財産として親しむことのできる適切な方策を講じることが求められています。

第3章 徳島市の目指す教育の姿

1 基本理念

本市においては、まちづくりの指針となる「徳島市総合計画2025」において定められた基本政策に基づいて、さまざまな施策を推進し、目指す将来像である「おどる街 つながる笑顔 水都とくしま」の実現に努めています。

まちづくりを進める上で、人づくりは重要な要素であり、その意味においては「まちづくりの基本は教育にある」とも言えます。一人ひとりが夢と希望を持って新しい時代を自ら切り拓き、心のゆとりや豊かさが感じられるよう、人を育み、文化を創造する「学び」のまちづくりが求められています。

これまでの計画では、これらを踏まえ、かつ国や県が定めた基本理念を十分に尊重した基本理念を定め推進してきたところであり、当計画においても引き続き、次のとおり3つの理念を継承します。

- ✦ 生涯にわたって、それぞれの発達段階や個性・能力に応じた学習に主体的に取り組める人を育成します。
- ✦ 確かな学力と規範意識を身に付けた、社会に対応していく「人間力」を備えた人を育成します。
- ✦ 先人が築きあげてきた伝統文化を次世代へ継承するとともに、本市独自の特色ある新たな地域文化の担い手となる人を育成します。

このような理念を包含するものとして、徳島市教育委員会では、基本理念を次のとおりとします。

「人間力」の基礎となる確かな学力・豊かな心・健やかな体を育み、『教育文化都市徳島』の実現を目指します。

2 基本目標

本市教育のこれまでの発展は、先人の知恵と努力により築かれてきたものであり、今後更なる魅力を備え、将来にわたって発展し続けるためには、人と文化を育てていくことが重要です。

こうしたことから、本計画の基本目標を基本理念同様、これまでの計画と同じ基本目標とし、次のとおりとします。

かがやきの人づくり ～文化を育み、未来へ飛翔する人づくり～

この達成に向けて、将来を担う子どもたちの育成や、市民が生きがいを持って心豊かな生活を送れるよう生涯学習の充実に努めるとともに、スポーツ・文化活動の振興により、心も体も健康で、豊かな創造性にあふれた人づくりを進めます。

3 基本方針

上記の基本目標を達成するため、6つの基本方針を掲げます。

基本方針1

「生きる力」を育む学校教育の推進

学校教育※においては、「生きる力」の育成を基本とし、幼児・児童生徒が、自ら学び、自ら考える教育を目指すとともに、知・徳・体のバランスのとれた教育を展開し、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を育む教育を推進します。

基本方針2

信頼される教育環境の実現

開かれた学校づくりを推進し、地域の教育力の積極的な導入に努めるとともに、安全・安心な学校づくりを進めます。さらに教育の組織運営体制の充実を図ります。

基本方針 3

心豊かでたくましい青少年の育成

次代を担う青少年が、心豊かにたくましく成長できるよう学校・家庭・地域・行政が一体となり、青少年の健全育成に取り組みます。

基本方針 4

一人ひとりを尊重する人権教育・啓発の推進

学校教育*及び社会教育において、これまで推進してきた同和教育の成果と手法を生かしながら、すべての人の人権が尊ばれる社会づくりを目指し、人権教育・啓発を推進します。

基本方針 5

創造する喜びを拡げる生涯学習の推進

市民が必要とする学習を主体的に選択できるよう、さまざまな領域やレベルの学習機会を継続的・体系的に提供するとともに、その学習成果を生かした社会参加活動を一層支援するため総合的な取組を進めます。

基本方針 6

郷土の遺産である文化財の保存と活用

伝統文化を継承・発展させるために、活動環境づくりに努めるとともに、文化財が現代社会において積極的な役割を果たすことができるように、その保護・整備・活用に努めます。

第4章 施策の展開 ～「第3期計画」の成果と課題・今後の取組～

施策体系

基本目標	基本方針	施策・主な取組
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">かがやきの人づくり</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">文化を育み、未来へ飛翔する人づくり</p>	<p>1 「生きる力」を育む学校教育の推進</p>	<p>(1) 確かな学力の育成</p> <p>① 学習指導の充実</p> <p>② 学習意欲の向上や学習習慣の確立</p> <p>(2) 豊かな心の育成</p> <p>① 道徳教育の充実</p> <p>② 豊かな体験活動の充実</p> <p>③ ボランティア教育の推進</p> <p>④ 郷土を誇りに思う心の育成</p> <p>(3) 健やかな体の育成</p> <p>① 学校体育の充実</p> <p>② 学校保健の充実</p> <p>③ 学校給食の充実</p> <p>(4) 幼稚園教育の充実</p> <p>① 充実した幼児教育の提供</p> <p>② 幼稚園運営の弾力化</p> <p>(5) 義務教育の充実</p> <p>(6) 高等学校教育の充実</p> <p>(7) 特別支援教育の充実</p> <p>① 特別支援教育の推進</p> <p>② 相談・支援体制の充実</p> <p>(8) 社会の変化に対応する教育の推進</p> <p>① 教育DXの推進</p> <p>② 国際理解教育の推進</p> <p>③ キャリア教育の充実</p> <p>④ 環境教育の充実</p> <p>⑤ 防災教育の充実</p> <p>(9) 魅力ある食育の推進</p>

基本目標	基本方針	施策・主な取組
	2 信頼される教育環境の実現	(1) 教育環境の充実 (2) 信頼される学校づくりの推進 ① 開かれた学校づくりの推進 ② 安全・安心の学校づくり (3) 教育の組織運営体制等の充実 ① 学校の組織運営体制等の充実 ② 教職員の資質向上 ③ 教職員の負担軽減 ④ 教職員のメンタルヘルス対策の充実
	3 心豊かでたくましい青少年の育成	(1) 家庭教育の充実 (2) 青少年活動の充実 (3) 健全育成体制の充実と環境整備 ① 青少年を見守る体制の充実 ② 有害環境浄化活動の推進 ③ 地域における安全の確保 (4) いじめ・不登校への対応 ① いじめ対策の推進 ② 不登校対策の推進 ③ 相談・支援体制の充実
	4 一人ひとりを尊重する人権教育・啓発の推進	(1) 学校教育における人権教育の推進 (2) 社会教育における人権教育の推進
	5 創造する喜びを拡げる生涯学習の推進	(1) 生涯学習活動の推進 (2) 生涯学習施設の整備・充実
	6 郷土の遺産である文化財の保存と活用	(1) 文化財の保存と活用の推進 (2) 文化財に親しむ機会の充実

基本方針 1

「生きる力」を育む学校教育の推進

幼稚園、小・中・高等学校の教育においては、幼児・児童生徒に「生きる力」を育むことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、さまざまな課題を解決するために必要な能力を育むとともに、個性を生かす教育の充実に努めます。

(1) 確かな学力の育成

① 学習指導の充実

成果

- 新学習指導要領*及び幼稚園教育要領*の全面実施を受け、知識及び技能を活用し、課題解決的な学習や探究的な学習活動を充実させ、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等の育成に努めました。
- 各学校（園）の学力向上推進員を中心に、学力向上検討委員会において「学力向上実行プラン」を作成しました。この中で、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るための実態に応じた重点目標を設定し、学力向上に取り組みました。
- 「全国学力・学習状況調査」や「徳島県学カステップアップテスト」に参加し、その分析結果を踏まえ、学校全体としての取組課題や、児童生徒一人ひとりの課題の把握に努めました。
- 読書活動を推進するため、各学校（園）で実施している読み聞かせ等の読書活動に加え、関係機関と連携してアナウンサー等による読み聞かせを実施しました。

課題

- 幼稚園では、義務教育及びその後の生活や学習の基盤を培うことが求められています。また、小・中・高等学校では、子どもたちの現状を踏まえ「生きる力」を育むこととされています。全国及び県の学力調査結果からも、基礎的・基本的な知識及び技能の一層の習得と、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成を図る必要があります。
- 令和元年12月に発生した新型コロナウイルス感染症の世界的な流行の影響もあり、近年、コミュニケーション能力に課題を持つ幼児・児童生徒が増加傾向にあります。コミュニケーション能力は、思考力・判断力・表現力等の育成はもとより、豊かな人間関係を形成するためにも重要です。

これからのアフターコロナ、ウィズコロナの時代に対応したコミュニケーション能力を育成するため、読書活動の機会を確保するとともに、読み聞かせ等の活動を推進するなど、豊かな言葉の力を育み、読解力を高めることで、

言語によるコミュニケーション能力の強化を図る必要があります。

今後の取組

- 各学校（園）の長期的な視点に立った明確な教育目標に基づく特色ある教育課程の編成を通じて、学習指導要領*の円滑な実施を推進します。
- 始業前の一斉読書活動や絵本の読み聞かせ等、幼児・児童生徒の読書活動を推進し、言語によるコミュニケーション能力を強化することで、学習の基盤となる資質・能力である、情報活用能力、問題発見・解決能力等の育成を図ります。
- 児童生徒一人ひとりに応じた「わかる授業」を推進し、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を通じて、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に身に付けさせ、学力の向上を図ります。
- 引き続き、「全国学力・学習状況調査」や「徳島県学力ステップアップテスト」に参加し、継続的な調査結果をもとにした課題把握と授業改善に取り組みます。

② 学習意欲の向上や学習習慣の確立

成果

- 学習意欲を高めるために、「わかる授業」の実現を目指した授業改善に各学校で取り組みました。
- 各学校で「家庭学習の手引き」等を作成し、家庭での学習習慣の定着に取り組みました。
- 幼児・児童生徒一人ひとりの個性、思いや願いを把握し、学習意欲を高め、指導の充実を図りました。

課題

- 学力向上の基盤となる、基本的な生活習慣の確立や望ましい学習習慣及び読書習慣を身に付けさせるために、家庭や地域とより一層連携して取り組むことが重要となっています。

今後の取組

- 各学校（園）の「学力向上実行プラン」を学校（園）ホームページに掲載し、家庭や地域社会と情報を共有することで、連携をより促進し、幼児・児童生徒の基本的な生活習慣や学習習慣等の確立を図ります。
- 幼児・児童生徒が意欲的に学ぶことのできる学級づくりや一人ひとりの存在や思いが大切にされる環境づくりができるよう、教員の指導力を高める研修の充実に努めます。

(2) 豊かな心の育成

① 道徳教育の充実

成果

- 学習指導要領*の改訂に伴い、道徳の教科化が図られ、「特別の教科 道徳」として新たに位置付けられました。これを受けて、各学校では、道徳科の時間を要として、教育活動全体を通じて、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度などの自立した人間として他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性を養うよう努めました。
- 校長の方針のもとに、道徳教育推進教師を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開するため、道徳教育の全体計画と道徳科の授業の年間指導計画を作成しました。

課題

- 子どもの自制心や規範意識の希薄化、生活習慣の乱れ、家庭や地域の教育力の低下、地域の大人や異年齢の子どもたちとのふれあいや体験活動の減少等を背景として、人間関係を築いたり、社会性を育んだりすることが難しくなっていると指摘されています。
- 発達段階に応じた指導や体験活動などを通じて、自己の生き方を考え、主体的な判断のもとに行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性をより一層養うことが求められています。

今後の取組

- 教科書や多様な読み物資料を利用したり、ICT*教材を活用したりするとともに、発達段階に即した体験活動を重視するなど、教育活動全体の中で総合的な取組を進めます。
- 多面的・多角的に考え、自己の生き方について考えを深める学習を通して、自尊感情を高め、自他の「生命」を大切に作る心を育てます。
- 道徳科の授業を要として、学校の教育活動全体を通じて道徳教育の充実に努め、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てます。
- 校内研修の一層の充実により、教員一人ひとりの指導力の向上を図り、「考える道徳」、「議論する道徳」の実践に努めます。

② 豊かな体験活動の充実

成果

- 異年齢の子どもたちとの交流*、自然の中での集団宿泊学習*や職場体験活動、文化芸術体験、就業体験や奉仕体験等の様々な体験活動が、特別活動や総合的な学習の時間などにおいて実施されました。

課題

- モバイル端末*の普及や、情報化社会が進展することに伴い、直接対面してコミュニケーションを図る機会が減少しています。そのため、人とのふれあいや、地域や自然の中での様々な体験活動を一層充実させることが求められています。
- 近年、間接体験や疑似体験の機会が多くなり、直接体験が不足しています。そこで、直接体験をどのように豊かなものにしていくかが課題となっています。また、体験活動をその場限りの活動に終わらせないように、事前・事後の指導、継続的な指導が重要となっています。

今後の取組

- 子どもたちが多様な体験活動に親しむことができるよう、様々な体験活動を広く紹介していくことに努めます。また、子どもたちの発達段階に応じて、各学校（園）の年間指導計画に体験活動を適切に位置付け、円滑な実施に努めます。
- 子どもたちがよりよく生きていく力を育めるよう、学校（園）における指導体制の改善・充実を図るとともに、家庭や地域と連携・協働して体験活動をより一層推進します。

③ ボランティア教育の推進

成果

- 自然災害や気象災害等の被災地支援などを通して、ボランティア活動による社会貢献への意識が高まりました。
- 地域社会の一員としての自覚を高めるための実践的・奉仕的な体験活動が進められました。

課題

- 学校におけるボランティア教育の推進や家庭・地域・ボランティア団体等との連携を図る継続的な活動が求められています。

今後の取組

- 高齢者等の幅広い世代間とのふれあい交流や奉仕活動など、地域や学校の実態に応じて実施します。

④ 郷土を誇りに思う心の育成

成果

- 社会科や道徳、総合的な学習の時間を中心に、それぞれの地域や学校の実態に応じて、地域の人材を活用するなど、郷土や地域について学ぶ学習を進

めました。

- 豊かな自然や地域に受け継がれている伝統文化等、徳島の多様な自然と人々が育み培った歴史的遺産に誇りを持ち、郷土を愛する心を醸成するため、文化財の持つ魅力や価値の共有を図りました。

課題

- 郷土や地域の文化や伝統を、共感や感動を与える教材として利用し、文化や伝統を体験できる方法を考えていく必要があります。

今後の取組

- 阿波踊り、藍染め、人形浄瑠璃をはじめとする郷土の伝統・文化への理解を深めるため、津田地区の「盆踊り（ぼにおどり）」や八多地区の「犬飼農村舞台」などに代表される地域文化や芸能に触れる機会の充実を図ることにより、子どもたちの豊かな情操や創造的な感性を育むとともに、郷土への愛着を高めます。
- 郷土徳島が生んだ偉人の生き方や優れた功績を取り上げた教材を小・中学校の学習に取り入れることで、児童生徒が郷土に誇りを持てるようにするとともに、社会の発展に尽くした先人への尊敬と感謝の念を育みます。

(3) 健やかな体の育成

① 学校体育の充実

成果

- 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」結果及び本市体力テスト結果から、令和4年度まで下降傾向にあった児童生徒の体力は、令和5年度は改善傾向が見られました。また、「体育（保健体育）の授業は楽しい」と感じている児童生徒の割合は、全国平均に比べ高くなりました。
- コロナ禍においては、各学校の実態に応じた体力向上実践プランを実践するとともに、オンライン形式での講習会等、実現可能な活動を行いました。令和5年5月からは、対面型・参集型の活動を実施することができました。
- 中学校の運動部活動では、運動部活動指導員*を増員し、生徒に専門的な指導を受ける機会を増やすとともに、教員の働き方改革を進めました。また、地域スポーツクラブ活動体制整備事業を活用し、休日の地域クラブ活動の実証事業を進めました。

課題

- 体力テストの結果、運動する子どもとしない子どもの二極化傾向がみられることから、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てるとともに、体力の向上を図る必要があります。

- 部活動のあり方について、国の方針、少子化、教員の働き方改革、地域の実態、生徒や保護者の多様なニーズなど多面的に分析し、持続可能な運営の形を考える必要があります。

今後の取組

- 幼児・児童生徒の体力・運動能力の現状を把握し、その改善に向けた施策を展開するとともに、各学校において作成する体力向上実践プランに基づき、学校教育*活動全体を通して体力づくりに取り組めます。
- 「体育授業活性化講師派遣事業」や指導力向上につながる講習会を通じて、「体育科・保健体育科」の授業の充実を図り、運動好き・体育好きの子どもを育てていきます。
- 持続可能な部活動の運営について、学校および関係機関と連携をとりながら、必要な改革を進めていきます。

② 学校保健の充実

成果

- アレルギー疾患や各種感染症、飲酒・喫煙・薬物乱用の問題、いじめ・虐待等による不登校やメンタルヘルスの問題等、児童生徒等の健康問題が多様化かつ複雑化しています。これらの健康問題に適切に対応していくために、養護教諭・保健主事の資質向上に向けた研修を実施し、専門性を高めるように取り組みました。
- 体育の授業や運動の最中の突然の心停止などから命を救うために、各学校（園）にはAEDを設置しています。また、教職員や児童生徒には、消防局主催の救命講習、救命入門コース等を受講することにより、AEDの使用方法を学ぶ取組を行いました。加えて、致命的なものとなりやすい窒息事故に関しても消防局員から対応方法を学ぶ機会を設けました。

課題

- 多様化かつ複雑化している健康課題に対応するため、教職員の専門性の向上や食育の一層の推進を図る必要があります。
また、必要に応じて専門機関との連携を図り、それぞれの健康課題に対応した指導を充実し、将来的な健康の維持増進を児童生徒が考えられるよう情報提供や支援を行っていく必要があります。
- 全国的に小児肥満率が上昇しており、本市においても同様の傾向かつ高い率で推移しているため、児童生徒の肥満に関連する生活習慣病などについて健康教育の実施や医療機関受診勧奨などを行う必要があります。
- 児童生徒の発達段階に応じた適切な性教育を推進する必要があります。

今後の取組

- 子どもの現代的な健康課題に適切に対応するため、養護教諭・保健主事の資質向上に向けた専門的知識や技能の研修の充実を図るとともに、学校(園)が行政機関や学校医、学校歯科医、学校薬剤師等と連携し、地域ぐるみで計画的に取り組めるよう学校保健委員会の充実に努めます。
- 学校と家庭、地域、医療機関が連携し、学校における健康教育の推進を図るとともに、家庭での生活習慣改善のための啓発を行います。
- 人間尊重の精神、男女平等の精神を徹底し、適切な意思決定や行動選択ができる学習指導が行えるよう研究会や講習会を充実し、効果的な性に関する教育の普及を図ります。
- 薬物乱用の危険性や有害性について、正しい知識と態度を身に付けさせるために、警察や学校薬剤師等と連携して、飲酒・喫煙・薬物乱用防止教室の開催を推進します。
- 平成28年度から実施している各小学校におけるフッ化物洗口事業について、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のために休止していましたが、5類感染症移行に伴い事業を再開し、むし歯罹患率の減少に努めます。

③ 学校給食の充実

成果

- 生涯にわたり健全な心身を培うため、適切な栄養の摂取による健康の保持増進と望ましい食習慣を養うこと、また、豊かな人間性を育むため、食に関する正しい理解と自ら判断する力を養うことを目的とした学校給食を実施しました。
- 献立及び食材の各研究会で、新しい食材や献立の研究を重ね、新食材や地場食材、旬の食材を使えるような新献立を導入し、献立の充実を図りました。
- 地域の生産物や郷土の食文化を継承する意識を高めるため、市内産の米を使用した米飯給食を週4回実施していたものを、令和5年度より週4.75回に増やしました。また、徳島の漁港で水揚げされた魚や地域で生産された食材を積極的に活用したり、郷土料理を取り入れたり、郷土の食文化を継承する意識を高め、和食文化を伝えるように努めました。
- 学校で体験栽培した作物を収穫し、「生きた教材」として給食の食材に活用することにより、食物と自然を大切に作る心を育成し、感謝の心を育て、食べ残しの減少に努めました。また、野菜や噛み応えのある献立を取り入れることにより、噛むことの大切さを伝えました。
- 毎年食育のテーマを決めて児童生徒へ料理作品の募集を行いました。食育フェアやパネル展等の開催、募集した料理作品の展示を行い、食育を推進するとともに、広く市民に対して、学校給食からの食育の取組について、情報発信を行いました。

- 幼稚園児が入学後の学校給食に戸惑うことがないように、小学校での給食体験を実施し、家庭に「給食についてのお知らせ」を配付して、給食への関心を育む取組を行いました。
- 衛生管理については、研修会の実施や衛生管理マニュアルの遵守に努め、食中毒などの事故が発生しないよう細心の注意を払いました。
- 強化磁器食器の採用、施設・設備の備品等の整備により、円滑な給食運営や食事環境の改善を図りました。
- 食物アレルギー除去食対応を全校で実施し、食物アレルギーのある児童生徒の給食の充実に努めました。

課題

- 異物混入や食物アレルギー事故など、給食への「安全・安心」を損なうことがないように、食材調達時の確認を徹底することが重要です。
- 食品ロスの削減を図るため、学校給食の食べ残しを減らす工夫や、児童生徒のし好の偏りをなくす食育の実施が必要です。
- 備品等の老朽化への対応が必要となってきます。
- 食物アレルギーのある児童生徒の給食の充実のため、アレルギー事故防止や事故発生時の慎重な対応が重要となります。
- 学校給食実施基準を踏まえ、各栄養素をバランスよく摂取できる、充実した学校給食にすることが重要です。

今後の取組

- 「児童生徒の心身の健全な発育に資することを目的にした学校給食の実施」「安全に配慮した学校給食の実施」「食事環境の整備」を重点施策とし、学校給食の充実を図ります。
- 食材の調達において、地域の生産物や郷土の食文化を継承する意識を高め、「安全・安心」な給食を提供するため、地産地消の推進を図ります。
- 食べることの楽しさを実感でき、感謝の気持ちを育むことのできる生きた教材である学校給食を充実させるため、校内体験栽培作物の活用や新メニューの考案、新食材を取り入れることなど献立の工夫により、食べ残しを減らす取組を推進します。
- 食物アレルギーのある児童生徒の給食を充実させるため、学校給食における食物アレルギー対応マニュアルの遵守と必要に応じた見直しを図ります。

(4) 幼稚園教育の充実

① 充実した幼児教育の提供

成果

- 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものとして、知・徳・体にわたる「生きる力」の基礎となる資質・能力を育む、重要な役割を担っており、多様性や学びの連続性を踏まえた教育内容を考え、計画的に教育環境を構成する等、幼児期にふさわしい教育の実践を行いました。
- 幼稚園では、社会の一員として生きていくための基礎を培う就学前教育として、主体的な遊びや生活という直接的・具体的な体験を通して、人と関わる力、仲間との協働的な経験、健康な心と体づくり、規範意識や思考力の芽生えなどを育む教育を推進しました。

課題

- 令和2年9月策定の新たな市立教育・保育施設の再編計画において、将来的には、市立の教育・保育施設は、中学校区に概ね1か所の認定こども園に集約していくこととされています。市立幼稚園として、また、認定こども園への移行後においても質の高い幼児教育を保障するため、幼稚園教育要領*の理解と促進、幼児期に育みたい資質・能力の認識の共有、ニーズを踏まえた教員等の研修の充実が一層重要となっています。
- 子どもの育ちの変化により、食生活や生活リズムなど基本的な生活習慣の乱れ、自制心や規範意識の希薄化、新型コロナウイルス感染症にも起因するコミュニケーション能力の不足、運動能力の低下や集団にうまく適応できない等の問題が指摘され、一人ひとりの幼児に適した指導が求められています。

今後の取組

- 質の高い充実した幼稚園教育を実現するため、教職員の資質及び専門性の向上を目指した研修を積み重ね、更なる幼稚園教育の振興に努めます。また、幼稚園教諭、保育士が教育と保育を一体的に提供する意義の共有や幼児教育の専門性を高めるため、合同研修の機会を設けます。
- 計画的に教育環境を構成し、幼児一人ひとりの発達の課題に応じた適切な指導を通して、心身の調和的な発達を促す教育を充実していきます。
- 幼稚園教育要領を踏まえた教育課程の実施に努め、幼児の健やかな成長を促す幼稚園教育を推進します。また、幼児の発達や学びの連続性を確保するために、幼稚園と保育所・認定こども園との連携、幼稚園と小学校の円滑な接続に向け、教育内容の接続を推進するとともに、生活の連続性を確保するために、家庭・地域社会との連携を深めるなど、幼稚園教育の充実を図ります。

② 幼稚園運営の弾力化

成果

- 幼稚園は、地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を担い、未就園児開放事業等の実施により、子育て支援の充実を図りました。
- 幼稚園では、地域の実態や保護者の要請に応じ、幼稚園の教育活動の一環として教育課程に係る教育時間の終了後等に、希望者を対象に行う「一時預かり保育^{*}」を実施し、大規模7園においては、預かり保育時間の延長など保護者のニーズに対応し機能強化を図りました。

課題

- 少子化等による小規模園の増加に対し、集団的教育・保育が効果的に実施される適切な規模となる環境整備が引き続き必要となっています。
- 保護者が子育ての悩みや喜びを分かち合ったり、その重要性に気付いたりできるように、保護者支援とともに子どものより良い育ちを実現する子育て支援が求められています。
- 子ども・子育て支援新制度^{*}の実施に伴い、市立幼稚園のあり方やその役割について今後も検討が必要となっています。

今後の取組

- 子ども・子育て支援新制度に対応するとともに、保護者のニーズを踏まえ幼稚園教育の一層の充実に努めます。
- 幼稚園では家庭や地域の教育力の向上を図り、地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たせるよう、施設の開放、子育て相談、情報の提供など子育て支援の充実に努めます。
- 引き続き、子ども・子育て支援新制度に対応した「預かり保育」や「3歳児保育」の環境整備等に努めます。
- 第2期徳島市立教育・保育施設再編計画に基づき、認定こども園の整備を含む今後の幼稚園のあり方について、子ども未来部と協議し、幼稚園教育部分としての質の維持に努めます。

(5) 義務教育の充実

成果

- 学校を取り巻く環境は、人口減少と少子高齢化の進行、高度情報化・グローバル化の進展、生活意識の変化と価値観の多様化など大きく変動している中、小・中学校では児童生徒数の減少や学力向上への取組、不登校やいじめへの対応、特別支援教育^{*}の充実など、様々な課題に対応しました。
- 小・中学校とも、児童生徒の実態を十分に踏まえ、創意工夫した教育活動に努めました。また、学習指導要領^{*}の改訂に伴い、その趣旨を踏まえて、学

力や体力の向上、豊かな心の育成、体験活動の充実等に取り組みました。

- 中学校部活動の適正化のため、令和5年4月に「徳島市立学校における部活動の方針」を作成し、適切な運営のための体制整備や合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組、適切な休養日等の設定などについて示しました。

課題

- 学校を取り巻く環境が大きく変動している中で、一人ひとりのウェルビーイング*の実現を目指す教育の推進に向け、学校・家庭・地域が連携を図り、知・徳・体のバランスのとれた学校教育*を展開することにより、子どもたち一人ひとりに学力はもちろんのこと、心豊かでたくましい「人間力」を培うことが重要とされています。
- 学校が自主・自立性を持ち、児童生徒に求められる資質・能力の育成に学校・家庭・地域が一体となって取り組む必要があります。また、そのために地域に開かれた特色ある学校づくりを目指して「学校力」及び「教師力」を向上させるとともに、安全・安心な学校施設の整備や就学支援体制の充実に努めることが求められています。
- 学習指導要領*に示された育成すべき資質・能力の三つの柱である「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」をバランスよく育むため、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善に取り組む必要があります。
- 学校教育において、人とのふれあいや、地域や自然の中での様々な体験活動を充実させる必要があります。
- 子どもたちの自ら運動する意欲を培い、生涯にわたって積極的に運動に親しむ資質や能力を育成するとともに、基礎的な体力を高める必要があります。
- 生徒の多様な体験を充実させ健全な成長を促す観点から、限られた活動時間の中で、より一層効率的・効果的な部活動を展開していく必要があります。

今後の取組

- 一人ひとりのウェルビーイングの実現を目指す教育の推進に向け、小・中学校では、就学前教育や高等学校教育との連携を大切にしながら、児童生徒の発達段階に応じた教育を推進します。また、児童生徒が、自ら考える教育を目指すとともに、知・徳・体にわたる「生きる力」を育む教育に取り組めます。
- 少人数指導の充実を図り、ティーム・ティーチング*指導を実施し、児童生徒一人ひとりに応じた「わかる授業」を推進することにより、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、「確かな学力」の育成に取り組むとともに、児童生徒の個性を生かす教育を充実していきます。

- 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、授業方法の改善や指導技術の向上を図ることにより、子どもたち一人ひとりに基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育みます。主体的に学習に取り組む態度を養うために、自分のよさや可能性を認識して個性を生かし、多様な人々との対話を交えた協働を促すなど、教育の充実に取り組みます。
- 自然体験や社会奉仕活動など様々な体験活動や人々との交流などを織り込んだ多様な学習活動を展開し、生命を大切に作る心や他人を思いやる心、郷土の伝統や文化を大切に作る心などの「豊かな心」を育成するとともに、豊かな人間性や社会性、国際社会に生きる日本人としての自覚を育成します。
- 子どもたちがいきいきとした生活を送り、心身ともに健やかに成長していくため、学校体育、保健の充実を図るとともに、学校における食育を推進し、子どもたちの「健やかな体」を育成します。また、各種運動を通して、運動の楽しさや喜びを味わわせるとともに、生涯にわたって自ら進んで運動に親しむ資質や能力を育成し、体力や運動能力の向上を図ります。
- 中学校部活動の適正化・質的向上に向け、「徳島市立学校における部活動の方針」の趣旨に則った活動が推進されるよう今後も周知徹底に取り組んでいきます。

(6) 高等学校教育の充実

成果

- 「学問」・「スポーツ」・「芸術」を教育の3本柱とし、それぞれの分野における生徒の個性や可能性を伸ばす教育を推進してきました。「学問」の分野では、個人で国際化学オリンピック銀メダルを受賞するなど、文武両道の活躍が見られました。
- 市高生次世代プロデュース事業として、市高レインボウプラン*をはじめ生徒の主体性を育てる教育を展開し、県内外の大学や企業・機関等と連携し、徳島の歴史・文化・産業等について様々な体験をし、地域創生の課題解決について学習しました。
- 部活動についても、運動部では「とくしま競技力向上指定校」となる部活動があり、文化部では、4つの部が四国大会以上の上位大会へ出場するなど、活発な活動が行われました。

課題

- 県内唯一の市立高等学校であるという独自性を生かした特色ある学校づくりを進めるため、より一層の教育内容の充実、教育環境の整備が求められています。

- 徳島県G I G Aスクール構想を推進し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な実現が求められています。
- デジタル等成長分野を支える人材の育成が求められています。

今後の取組

- 「主体的・対話的で深い学び」の推進のため、カリキュラムの見直しや部活動の練習の効率化を進め、個別最適な学びを充実させるとともに、家庭学習の時間を確保し、自学自習の習慣の確立に努めます。
- ICT環境を利活用しながら、従来から行っている探究学習を充実・発展させ、STEAM教育の推進に努めます。
- 情報・数学・理科等の教育を重視するカリキュラムを編成し、デジタル等成長分野を支える創造力豊かな人材育成に努めます。

(7) 特別支援教育*の充実

① 特別支援教育の推進

成果

- 指導体制の充実を図るため、小・中学校に学校支援助教員等を派遣し、担任の補助等、一人ひとりに応じた支援を行うとともに、教職員への研修会を開催し、指導力の向上を図りました。また、特別な支援の必要な児童生徒への指導支援実践例をまとめたデータベースを構築し、教員の指導力向上を図りました。
- 教育支援体制の充実を図るため、障害のある幼児・児童生徒が教育的ニーズに応じた教育を受けられるよう教育相談や教育調査を行いました。教育支援委員会*における審議件数の増加には、審議日数を増やすことで対応しました。
- 小学校就学時や中学校進学時に活用する「引き継ぎシート*」の利用率も向上し、発達段階に応じた連続した支援や関係機関との連携につながりました。

課題

- 文部科学省の調査において、小・中学校の通常学級に学習面や行動面で著しい困難を示す児童生徒が8.8%（推定値）いることが分かり、より一層子どもたち一人ひとりに適した学びの場を提供し、教育的ニーズに応じた指導支援を行うことが重要となっています。
- 特別な支援を必要とする幼児・児童生徒が年々増加する中、幼稚園、小・中学校の指導体制の充実を図るため、更なる人的支援が必要です。
- 特別支援教育を推進する上で、障害の多様化や重度化、重複化に対応するため、特別支援教育に関わる教員の専門性の向上がますます重要となってきています。

今後の取組

- 特別な支援が必要な幼児・児童生徒の増加と、障害の多様化や重度化、重複化に対応するため、幼稚園、小・中学校における物的環境や人的環境を整え、指導体制の充実を図ります。
- 本人及び保護者が学びの場の決定に十分な時間的余裕を確保できるよう、教育調査に関わる人員を確保するとともに、早期からの相談や調査を実施し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育支援を行います。
- 教員の特別支援教育^{*}に関する専門性の向上を図るため、特別支援学校教諭免許状の取得を推進します。
- 研修の充実を図り、全教職員の指導力向上を図ります。

② 相談・支援体制の充実

成果

- 特別な支援が必要な幼児・児童生徒の増加に伴い、保護者や学校からの相談件数も増加しました。また、要請に応じて、幼稚園、小・中学校へ相談員を派遣し、保育・授業観察や担任からの聞き取り、保護者面談等を実施し、保護者や教員に対し、個々に合った支援や指導方法、教育環境等の助言を行いました。
- 専門家による教育相談会を実施し、一人ひとりに応じた指導支援が行えるよう保護者面談を実施しました。中学校区別連絡会に相談員が講師として参加し、具体的な事例や研修を通して、教員や関係者への研修を行いました。
- 保護者や幼稚園、小・中学校からの医療的ケアに関する相談に対応するため、新たに相談窓口を設置しました。

課題

- 障害の多様化や重度化、重複化に伴い、相談員の専門的知識の習得や資質向上を図る必要があります。
- 幼稚園、小・中学校における医療的ケアの実施や訪問看護師の派遣、環境整備等に関する相談については、専門的な知識を要するため、主治医や関係課・関係機関等と連携を図りながら対応する必要があります。

今後の取組

- 相談員による保護者や幼稚園、小・中学校への相談を継続するとともに、専門家による教育相談会を実施し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導支援につなげていきます。
- 幼稚園、小・中学校における安全・安心な医療的ケアの実施に向けて、主治医や関係課等との連携により、就学前の医療的ケアの実施状況を把握し、医療的ケアのスムーズな引き継ぎを行うとともに、医療的ケアに関する相談

窓口の周知を図ります。

(8) 社会の変化に対応する教育の推進

① 教育D X^{*}の推進

成果

- 小・中・高等学校に、高速情報通信ネットワークと無線LANの整備及び児童生徒1人1台端末の整備を行いました。
- GIGAスクール構想の実現に向けて、1人1台端末を活用した授業実践を行い、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実及び、児童生徒の情報活用能力と情報モラルの育成を図りました。
- 県下統一の学校業務支援システム^{*}の運用を開始し、教職員の校務における負担軽減を図りました。
- ICT^{*}活用研修会を実施し、教員のICT活用指導力の向上を図りました。

課題

- 教育D Xの推進には、クラウドサービスの利用が必須となるため、情報通信ネットワーク環境の改善と児童生徒1人1台端末の更新を行う必要があります。
- 学校業務支援システムの更新に伴うクラウド型システムへの移行に向けて、情報通信ネットワーク環境を再構築する必要があります。
- 「令和の日本型学校教育^{*}」におけるデジタル学習基盤となる1人1台端末を活用し、様々なデジタル教材を簡単・便利に使用できるようIDを一つにまとめることや、学習履歴のデータを容易に分析・見える化する必要があります。
- ICTの日常的な活用が進み、より一層、児童生徒の情報活用能力や情報モラル・セキュリティを育成する必要があります。
- 授業改善を通して、より一層、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に向けて、教職員研修の充実を図る必要があります。

今後の取組

- 教職員及び児童生徒がクラウドサービスを利用することを前提とした、情報通信ネットワーク環境の改善と児童生徒1人1台端末の更新を行います。
- 1人1台端末を活用した学びの利便性向上や、教育データの利活用を推進するための環境整備を行います。
- 児童生徒の情報活用能力の育成や、情報モラル・セキュリティ教育の更なる推進を図ります。
- GIGAスクール構想の実現に向けて、1人1台端末を積極的に活用し、更なる「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図ります。

② 国際理解教育の推進

成果

- 帰国子女や外国にルーツを持つ幼児・児童生徒が増えており、要請に応じて、学校（園）に日本語支援員を派遣するとともに、教職員と保護者のコミュニケーションを補助する機器を整備し、日本語教育等の支援を行いました。
- 小・中学校にALT*や外国語教育サポーター*（小学校）を派遣し、教員とのティーム・ティーチング*による体験的な言語活動を通して、児童生徒のコミュニケーション力の育成を図りました。
- 教職員研修を実施し、教員の英語運用能力と指導力の向上を図りました。

課題

- 帰国子女や外国にルーツを持つ幼児・児童生徒の増加に伴い、保護者とのコミュニケーションの補助や、日本語教育等の支援を行う必要があります。
- 多様化・グローバル化の進展により、異文化理解を図り、自国の文化とともに他国の文化を尊重できる児童生徒を育成するため、国際理解教育を推進する必要があります。
- 小・中学校における外国語教育の充実を図るため、教員の指導力向上及び、小学校外国語教育と中学校外国語教育の円滑な接続を行う必要があります。

今後の取組

- 小・中・高等学校にALTや外国語サポーター（小学校）を派遣し、英語によるコミュニケーション活動の充実を図るとともに、異文化理解の促進と自他の文化を尊重できる児童生徒を育成していきます。
- 日本語教育等の支援が必要な幼児・児童生徒に対して、幼稚園、小・中学校へ日本語支援員等の派遣や、幼児・児童生徒及び保護者とのコミュニケーションを補助する機器の整備を行います。
- 小学校外国語教育と中学校外国語教育の円滑な接続を図るため、外国語教育担当者会を開催し、小・中学校間の連携強化を図ります。
- 教員の英語運用能力及び指導力の向上を図るため、教職員研修の充実を図ります。

③ キャリア教育*の充実

成果

- 一人ひとりの社会的・職業的自立に向けた取組として、社会と職業との関連を重視し、小学校では職場見学、中学校では職場体験、徳島市立高等学校においては市高レインボウプラン*を実施するなど、実践的・体験的な活動をすべての学校で行うとともに、発達段階に応じた取組や、学びの履歴を振り返ることができるキャリア・パスポートの活用が進められています。

課題

- 「働く」ことへの関心・意欲を高める取組を、学校の教育活動全体を通じて行うとともに、家庭や地域と連携し、体験的な学習を促進するなど、キャリア教育*をさらに推進する必要があります。
- 成年年齢が引き下げられ、18歳が成年として様々な場面で扱われることになり、児童生徒へのキャリア形成支援に対する教職員の意識改革を促す必要があります。
また、小・中・高等学校の各段階において、関係機関との連携・協議を図りながら、出前講座やワークショップ・模擬投票などの体験的学習を実施するとともに、合意形成や社会参画を視野に入れた学びを通して、主権者教育をさらに充実させる必要があります。

今後の取組

- 小・中・高等学校間や地元企業等との連携による活動、自らを振り返る活動などを通して、キャリア教育の充実を図ります。
- キャリア・パスポートの活用にあたっては、校種間の円滑な接続によりキャリア教育の充実を図ります。
- 小・中・高等学校の各段階に応じて政治や選挙制度に対する理解と参加意識を高めるとともに、社会に参画し、自ら考え、自ら判断する主権者を育てる教育を推進します。

④ 環境教育*の充実

成果

- 各学校（園）において、環境問題への意識を高めるために、ゴミの減量やリサイクル、節電などの取組を行いました。
- 本市作成の環境教育副読本「徳島市の水と緑」*は、「とくしまエコマネジメントシステム」における環境教育の推進を目的とした小学生向けの副読本で、市内すべての小学校で活用されました。また、この環境教育副読本を活用した授業研究会を実施し、環境問題をより身近な課題とした授業実践や学識経験者等の講義受講など環境教育の充実に努めました。
- すべての小・中・高等学校において、児童生徒が自ら目標を立て、継続的に取り組む「新学校版環境ISO*」の認証を取得し、実践的・体験的な環境学習に取り組みました。

課題

- 環境問題について関心を持ち、課題解決に向けた実践力を身に付け、環境の保全に貢献する幼児・児童生徒を育成する必要があります。

- プラスチックゴミや食品ロス削減等、持続可能な開発目標（SDGs※）達成に向けた取組を推進する必要があります。
- 学校（園）における環境学習で学んだことを家庭や地域にも波及させていく必要があります。

今後の取組

- 脱炭素社会の実現に向け、環境負荷の低減や自然との共生等を意識した取組を実践する本県独自の「徳島GXスクール」の認証取得を促進し、実践的・体験的な環境教育※を推進します。
- 環境教育副読本「徳島市の水と緑」※の効果的な活用について引き続き研究し、小学校での環境教育を推進します。
- 児童生徒が自分のエコ活動を振り返り、持続可能な開発目標（SDGs）との関連を考え、学校での積極的な環境教育を推進します。

⑤ 防災教育の充実

成果

- 近い将来、発生が懸念される南海トラフを震源とする巨大地震及び直下型地震のほか、自然災害や気象災害等に備え、授業や体験を通して防災・減災対策等の学習に取り組みました。
- 各学校（園）の実態に応じた「学校防災マニュアル」を作成し、災害発生時に対応できるようにしました。
- 県が主催する教職員対象の防災教育に関する研修会に教職員を派遣、連携し、指導者の育成を図りました。
- 各学校（園）においては、子どもたちの生命を守ること、また自らの生命を守る行動がとれる子どもたちを育てることを念頭におき、定期的に避難訓練を実施するなど、日常的な防災教育の充実と防災体制の整備を図りました。

課題

- 日常の学習活動において防災教育を行う際の教材を地域の実情に合わせて工夫する必要があります。
- 地域及び関係諸機関との連携をさらに深めていく必要があります。

今後の取組

- 避難訓練をはじめとした取組から得られた課題を検証して、「学校防災マニュアル」を毎年見直し整備します。
- 防災教育を教育課程に位置付け、発達段階に応じた教育実践を推進します。また、近隣の幼稚園や学校、保護者・地域住民等と連携した合同避難訓練を定期的で開催するとともに、消防署や関係機関等の協力を得て、災害発生時

における救命講習等を実施します。

(9) 魅力ある食育の推進

成果

- 「徳島市教育委員会食育推進委員会」及びその下部組織にあたる「幼稚園食育研究部会」、「学校給食食育研究部会」、「小・中・高等学校食育研究部会」、「生涯学習食育研究部会」において、食育推進に関する進捗管理を行いました。
- 各学校（園）において、食に関する指導の全体計画を作成し、学校（園）の教育活動全体を通して、幼児・児童生徒の食に関する課題解決に取り組みました。
- 徳島市小・中学校の栄養教諭・学校栄養職員部会と連携し、栄養教諭・学校栄養職員未配置校での様々な取組に対して支援できる体制を整備しました。
- 徳島市内の幼稚園、小・中・高等学校の食に関する共通教材である「食育タイム」を、徳島市小・中学校の栄養教諭・学校栄養職員部会と連携して作成し、各学校（園）へ配付することにより、幼稚園から高等学校までの発達段階に応じた食育の推進を支援しました。
- 食物アレルギーに関して研修を実施しました。また、各学校（園）においては、校内食物アレルギー対応委員会を通じて給食でのアレルギー除去食提供をはじめとする個別対応について共通理解をし、緊急時対応等の校（園）内体制を整えるなど、事故防止に努めました。

課題

- 栄養教諭等及び食育リーダーが中心となり、各学校（園）の実態に応じた食に関する指導の実践や、家庭・地域と協力した食育推進活動により一層取り組む必要があります。
- 肥満傾向や偏食など幼児・児童生徒が抱えている健康的な課題に対して、個に応じた指導の充実を図る必要があります。
- 食物アレルギーをはじめとする給食や食事の時間に係る事故防止のため、緊急時対応等の校（園）内体制の整備をより一層強化し、学校（園）全体で取り組むことが必要とされています。

今後の取組

- 「幼稚園食育研究部会」、「学校給食食育研究部会」、「小・中・高等学校食育研究部会」、「生涯学習食育研究部会」の4部会のそれぞれの取組を情報共有することで、更なる連携の強化と食育推進に努めます。
- 各学校（園）の食育リーダーが栄養教諭等と連携・協働し、食に関する指導の全体計画を作成することで、全ての幼稚園、小・中・高等学校において

積極的な食に関する指導の実践を推進します。

- 徳島市小・中学校の栄養教諭・学校栄養職員部会と連携し、栄養教諭・学校栄養職員未配置校での様々な取組に対し、他校の栄養教諭・学校栄養職員・徳島市教育委員会食育推進支援員が支援できる体制を維持します。
- 学校（園）・家庭・地域が連携し、食育の視点から子どもたちが持つ可能性を引き出し、広げていく教育を進めるとともに、食育を通じたウェルビーイング*の向上をめざして取り組みます。
- 食に関する健康課題のある幼児・児童生徒に対する個別的な相談・指導について、その重要性及び現状について、教育委員会や学校（園）関係者の間で共有し、指導の充実に努めます。
- 食物アレルギー対応をはじめとする給食や食事の時間に係る事故防止に関して、研修を実施します。また、各学校（園）においても、研修の実施や緊急時対応等の校（園）内体制の整備をさらに強化し、事故防止や迅速な対応に備えます。

基本方針 2

信頼される教育環境の実現

「生きる力」を育む学校教育※の実現のためには、信頼される教育環境の実現を図る必要があります。学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール※）の充実を図るとともに、地域の教育力を活かした学校づくりを推進します。

また、不審者対策や地震・津波対策などの学校安全・防犯体制の充実や学校施設の老朽化対策を推進し、安全・安心な学校づくりを進めます。

さらに、教育委員会の活性化や学校の組織改善を進め、教育の組織運営体制の充実を図ります。

(1) 教育環境の充実

成果

- 近年の少子化の影響により、幼児・児童生徒数は減少傾向にあるため、新たな市立教育・保育施設の再編計画に則り、小規模園の再編を行いました。
また、小・中学校では、適正な学級規模の確保を図り、教育効果を高めるため、徳島市小中学校のあり方検討委員会を開催し、課題を整理しました。

課題

- 幼児・児童生徒数の減少の顕著な幼稚園、小・中学校においては、少人数での教育活動が多く、集団の中で培われる自立心や社会性等の育成に課題があると考えられることから、この克服に向けた取組が求められています。
- 増加傾向にある小・中学校では、学級増による普通教室の不足を解消するため特別教室等を転用するケースがあり、これに対応していく必要があります。
さらに、障害の多様化による特別支援学級※の設置数の増加に伴う、必要教室の確保及び有効利用が求められています。

今後の取組

- 幼児・児童生徒数の変動による教育環境の変化に対応し、子どもたちはもとより保護者や地域住民からの教育への期待や要望に応えられるよう努めます。
- 少人数の教育環境を改善し、活力ある教育活動を展開していくために、幼稚園では、第2期市立教育・保育施設の再編計画に則り、小規模園の再編を進めるとともに、小・中学校では、適正な学級規模の確保を図り、教育効果を高めるため、校区の見直しを含め、学校の再編について検討を行います。
また、再編の検討では、教育の充実を最大の目的として、魅力・特色ある学

校づくりや、最新の教育ニーズに対応した施設・設備の整備等についても併せて検討を行います。

(2) 信頼される学校づくりの推進

① 開かれた学校づくりの推進

成果

- 地域住民等から学校（園）運営に関する意見を求める学校運営協議会制度や学校（園）組織全体を評価し、その結果を保護者や地域住民に向けて公表することで説明責任を果たしていく学校評価制度の取組が各学校（園）において進められました。
- 令和3年度より、「地域とともにある学校づくり」の推進の一環として、市内の一部の小・中学校において学校評議員制度に代わり、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール^{*}）の取組を開始し、令和6年度には、全ての学校（園）で学校運営協議会制度への移行が完了しました。
- 保護者や地域住民が学校（園）運営に積極的に参画していくことが求められる中、豊富な知識や経験を持つ地域の人材を生かして、開かれた学校づくりに向けた取組を進めました。

課題

- 学校評価制度を確立し、自己評価^{*}及び学校関係者評価^{*}を積極的に推進するとともに、その結果については、今後の改善方策も含めて広く公表する必要があります。
- 学校（園）運営に関する保護者や地域住民との連携の緊密化を図り、地域の人材や教育力を幅広く活用し、今後、学校（園）・家庭・地域が一体となった学校（園）運営を一層推進する必要があります。

今後の取組

- 学校評価制度の充実を図り、すべての学校（園）が自己評価の実施と結果の公表を行うとともに、保護者や学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）等による学校関係者評価についても、より一層積極的に推進するよう努めます。
- 保護者や地域住民の願いを反映し、地域の実情に応じた特色ある学校（園）づくりを実現するために、今後、コミュニティ・スクールなどを含め、より良い取組の検討を行います。

② 安全・安心の学校づくり

成果

- 学校施設の老朽化対策として、校舎については中学校1校で屋内運動場に

- については中学校2校で長寿命化予防改修工事を行いました。
- また、中学校2校の校舎の長寿命化改修工事を行いました。
- 非構造部材の落下防止等対策として、小学校10校、中学校2校の校舎の外壁・屋上防水改修工事を行いました。
 - また、屋内運動場の外壁・屋上防水改修工事を小学校1校で行いました。
 - 照明設備のLED化対策として小学校2校の照明設備LED化改修工事を実施しました。
 - トイレ環境の改善については、令和5年度に市の方針として「トイレ洋式化のスピードアップ」が打ち出されたことを受け、幼稚園、小・中学校のトイレ洋式化率90%の目標年次を令和12年度から令和8年度に前倒し整備を進めています。
 - 幼児・児童生徒の安全の確保を図るため、危険等発生時に教職員が講じるべき措置の内容や手順を定めた「危機管理マニュアル」を各学校（園）の実態に応じて作成し、危険発生時における対応力の強化を図りました。
 - 地震・津波が発生した場合の具体的な対応についてまとめた「学校防災マニュアル」を各学校（園）の実態に応じて作成し、災害発生時における対応力の強化を図りました。
 - 災害時に安全に避難できるよう、PTAや地域、関係機関等と連携し、学校（園）での避難訓練を計画的に実施しました。

課題

- 本市が保有する幼稚園、小・中学校の施設のうち約8割以上が建築後30年以上を経過しており、老朽化対策が重要度を増しています。
- 教育環境の改善、及び避難所としての機能強化を図るため、体育館への空調設備の整備が重要な課題であると認識しています。
- 2027年蛍光灯製造中止が迫っていることから、学校施設の照明器具のLED化が急がれています。
- すべての教職員の危機意識を高め、有事の際、組織的かつ適切に対応できるように備えておくことが必要です。
- 学校（園）の防災体制を強化するため、日ごろから家庭や地域社会と密接な連携協力を図るとともに、幼児・児童生徒に対する防災教育の継続及び一層の推進が必要です。

今後の取組

- 学校施設の長寿命化計画に基づき、トータルコストの縮減及び財政負担の平準化を図りつつ学校施設の老朽化対策（築年数の古い施設から順に外壁・屋上防水改修等、築年数40年超の施設については長寿命化改修等）を実施します。

- 長寿命化改修等の大規模な改修を実施する際は、児童生徒をはじめ利用者の多様性に配慮した施設整備に努めます。
- 教育環境の質的向上を図るため、体育館への空調設備の早期整備、トイレの洋式化、照明設備のLED化、バリアフリー化対策、防犯対策等の整備に努めます。
- 教職員を対象に、幼児・児童生徒の安全確保や応急処置に関するシミュレーション型の研修等を実施することにより、危険発生時における対応力強化を図ります。
- 毎年、各学校（園）において危機管理マニュアル及び学校防災マニュアルの見直しを行い、内容の充実に努めるとともに、地域等と連携した避難訓練などにより、関係者全体の防災力向上を図ります。

(3) 教育の組織運営体制等の充実

① 学校の組織運営体制等の充実

成果

- 学校の抱える課題の多様化・複雑化が進み、増加する教員一人ひとりの負担を軽減するため、令和元年10月に「徳島市教育委員会学校における働き方改革プラン」、令和4年度からは「徳島市教育委員会学校における働き方改革プラン（第2期）」を策定し、業務改善等に取り組みました。
- コミュニティ・スクール*を導入することにより、子どもたちはもとより保護者や地域住民の意見や要望を学校（園）運営に的確に反映し、それぞれの地域の創意工夫を生かした特色ある学校（園）づくりに努めました。

課題

- 学校（園）の抱える課題を的確に捉え、迅速に解決するためには、教員の個別的な対応では限界があり、学校（園）を挙げて組織的に対応する必要があります。
- 教員が子どもたちと向き合う時間を十分に確保するために、各教員が適切な役割分担と協力のもとに校務を効率的に処理する必要があります。
- 学校（園）運営に関する保護者や地域住民との連携体制等を整備する必要があります。
- 幼児・児童生徒が、家庭の経済的理由により就学（就園）の機会を奪われないよう支援することが求められています。

今後の取組

- 校長のリーダーシップのもとに、学校の抱える課題に対して組織的、機動的に対応する体制を整備するとともに、ICT*を活用した校務支援の充実に図り、教職員の業務負担の軽減と教員一人ひとりの意識改革を図る中で、子

どもたちと向き合う時間を十分に確保できるよう努めます。

- 地域に開かれた信頼される学校（園）を実現するために、コミュニティ・スクール*を核として保護者・地域住民・教育専門家等が、学校（園）運営に参画し、地域とともにある学校（園）づくりを一層推進していくことに努めます。
- 小・中学校における就学援助、高等学校における就学支援の制度が適切に実施されるよう努めます。

② 教職員の資質向上

成果

- ICT*を活用することで、子どもたちは考えを整理することや、自分の思考過程をアウトプットしたり、共有したりすることができ、より主体的な学習につなげることができるようになりました。
- 教職員の不祥事は社会の信頼を損ねる問題であり、不祥事防止のため校（園）内外において研修を推進するとともに、コンプライアンス*・服務規律の確保に向けての言葉かけや意識付けを日常的に行うようにしました。

課題

- 校（園）外における研修の充実だけでなく、日々の実践の中で、個々の意識改革を図ることが重要になっています。
- 子どもたちの人格形成に直接関わるといって重大な職務を担っている教職員には、強い使命感と高い倫理観、総合的な人間力が特に求められています。
- 理解度や学力に個人差がある多様な児童・生徒に対し、これまでどおり、誰一人取り残さない学習環境を提供していくためには、端末などICT環境を使って「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を推進していく必要があります。

今後の取組

- 効果的なICT活用を推進するため、ICT活用研修会を実施し、教員のICT活用指導力の向上に努めます。
- 教職員の育成・評価システムを有効に活用し、教職員一人ひとりが学校（園）教育目標を踏まえ、職務遂行上の目標を明確に設定しその達成を図るとともに、その職務遂行状況を評価することによって教職員の資質の向上や能力の開発に努めます。
- 指導教諭等を中心に、校（園）内におけるOJT*を推進するとともに、徳島型メンター制度*を活用し、若手教員の育成に努めます。また、各学校（園）の幼児・児童生徒の実態や課題を的確に捉えた校内研修の充実を図ります。
- 各校（園）の指導教諭・研修担当教諭が窓口になり、校（園）外の研修機

関等との連携に努めます。

- 教職員一人ひとりが、日々危機意識を持って教育活動に取り組むことによりコンプライアンス*意識の醸成を図るとともに、コンプライアンス推進員を中心として校（園）内外での研修を充実させて、コンプライアンスの推進に努めます。

③ 教職員の負担軽減

成果

- 教職員一人ひとりが幼児・児童生徒と向き合う時間を十分確保し、健康でいきいきと働くことにより、学校（園）教育の質を維持向上し、本市の教育力を一層高めていくことができるよう、学校（園）と一体となって業務の適正化と負担軽減に努めるとともに、教員のウェルビーイング*の向上を図れるよう取り組みました。
- 労働安全衛生法の規定に基づく過重労働による健康障害の防止対策として、教職員の勤務時間管理を行いました。また、県費教職員衛生委員会において、毎月各校（園）から提出される時間外勤務時間に関する報告書をもとに、長時間勤務の実態を把握するとともに、業務の適正化に向けた対策を協議しました。
- 学校を支える人員体制として、児童生徒一人ひとりの特性に応じた指導充実のための学校支援助教員の配置、大学生等による学習支援ボランティアや地域人材を活用した学校支援ボランティアの派遣、図書館運営を支援する学校司書ボランティアの派遣を行いました。また、令和5年度からは学校現場の教育体制を充実させたり、児童生徒の教育環境を高めたりするためのスクールヘルパーの配置や、令和6年度からは新任の副校長・教頭のサポートを行う副校長・教頭マネジメント支援員を配置するなど、学校の教育活動を支援することを通して、教職員の負担軽減に努めました。
- 教育委員会発出文書の電子メールの活用や研修会の見直しと精選、事務局各課から学校（園）への調査・照会文書等の精選と改善に努めました。
- 児童生徒等を取り巻く諸問題について、学校が困難な課題を抱え込み、教職員に過重負担が生じないように、スクールロイヤーの派遣等によりトラブル発生時の積極的な学校支援に努めました。

課題

- 教職員の長時間勤務に対して、業務の負担軽減と適正化に向けた取組をさらに推進する必要があります。そのためにも、学校における勤務時間を意識した教職員の意識改革と業務改善の推進が求められています。
- 学校（園）教育において子どもたち一人ひとりのウェルビーイングを高めるためには、教職員のウェルビーイングを確保することが必要です。そのた

めにも、学校（園）の働き方改革等の取組について、一層のスピード感を持って進めていき、それぞれの教職員がワークライフバランス*のとれた働き方ができるようにしていくとともに、ワークエンゲージメント*が高められるようにしていく必要があります。

- 所管の学校における働き方改革に係る方針・計画等を示し、確実な実施のための仕組みの確立とフォローアップ等が必要とされています。また、教育委員会が実施している配布文書や各種調査など、所管の学校現場に課している業務負担を見直すことが求められています。
- 所管の学校に対して積極的に指導助言及び支援を行い、働き方改革の意義や取組について、教職員はもとより保護者・地域社会の理解を促進し、地域社会に理解される取組を積極的に行うことが求められています。
- 勤務時間を意識した業務の遂行のためには、教職員の勤務時間を適正に把握し、勤務環境の改善方策の充実・見直しを図る必要があります。ICT*の活用やタイムカードなどで勤務時間を客観的に把握・集計するシステムを構築することが求められています。
- 学校の教育活動の一部について、地域や外部人材等の支援を受けることで負担軽減を図るために、学校の実態や課題に応じた人材を配置・派遣できるよう、多様な人材の確保が必要とされています。
- 部活動においては地域移行や外部指導者・部活動指導員*の活用などにより、教員の勤務負担の軽減を図る必要があります。また、休養日確保の徹底を図るなど、部活動の適正化をさらに推進するとともに、保護者等の理解と協力を得る必要があります。

今後の取組

- 県下統一の学校業務支援システム*により、業務の効率化が図られています。今後さらに効率化し、教職員の勤務実態を適正に把握するためにも、集計システムの活用に努めていきます。
- 「チーム学校」としての体制を整備するため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の専門スタッフの充実を図っていきます。
- 学校支援助教員や学習支援ボランティア等の人材の確保に努め、教育支援活動の充実に取り組みます。また、学校現場の教育体制を整えるとともに、児童生徒の教育環境を高めるため、スクールヘルパーを配置するなど、学校現場との連携を図り、必要な支援体制の構築を進めていきます。
- 所管の学校に対して積極的に指導助言を行い、働き方改革の意義や取組について、教職員はもとより保護者・地域に向けて、理解促進及び協力を図るための啓発活動に取り組みます。
- 教育委員会が実施している研修会等や学校（園）への調査・照会文書等につ

いて、業務改善の視点から引き続き精選と改善に努めます。

- 中学校部活動の適正化に向け、「徳島市立中学校における部活動の方針」の周知徹底に取り組み、部活動指導員*等の活用をさらに推進していきます。
- 各中学校で策定する「運動部活動方針」及び「文化部活動方針」に従って部活動の指導・運営を行うとともに、ホームページ等で公表し、保護者等への理解促進を図っていきます。

④ 教職員のメンタルヘルス対策の充実

成果

- 職員衛生委員会・安全衛生委員会・県費教職員衛生委員会を設置し、労働安全衛生管理体制を整備し、健康管理の充実を図りました。
- 毎月の長時間勤務状況を確認し、産業医及び県費教職員衛生委員会に対して報告を行いました。また、長時間勤務をしている教職員に対し、産業医、保健師等による相談体制の充実を図り、長時間勤務による健康障害の防止に努めました。
- ストレスチェック*制度を実施することにより、教職員が自身のストレスに気づき、メンタルヘルス不調を未然に防ぐことを促すように努めました。
また、検査結果を集団分析し、職場におけるストレスの要因を把握し、よりよい職場環境づくりに取り組みました。

課題

- 予防的なメンタルヘルスケアの取組が重要であることから、セルフケアの促進を図るため、ストレスに対処する知識や方法を教職員に普及、習慣化を図る必要があります。
- メンタルヘルスに不安を感じる時は、産業医や精神科医等に相談できるよう、教職員が活用しやすい体制を確立し、周知していく必要があります。

今後の取組

- メンタルヘルスに関する研修の充実を図り、教職員本人のセルフケアに対する意識が向上することにより、早目にストレスに気づき、対処する知識や方法を身に付け、自己管理能力を高めるよう努めていきます。
- 産業医や保健師等を活用した相談体制を整えるとともに、それを活用しやすい環境をつくり、また、メンタルヘルスの知識について、管理職を含めた教職員に周知徹底していきます。
- 定期健康診断等の面談時に、身体の健康が精神へ影響を及ぼすことについても認知できるよう保健指導を行っていきます。

基本方針 3

心豊かでたくましい青少年の育成

社会環境の大きな変化が一因となり、家庭及び地域社会の教育力が低下しているとの指摘があります。

このことを踏まえ、次代の社会を担う青少年が心豊かに、たくましく成長できるよう、学校・家庭・地域が一体となって、青少年の健全育成に取り組みます。

(1) 家庭教育の充実

成果

- 家庭教育は、基本的な生活習慣や倫理観、自制心、自立心など子どもの生きる力の基礎的な資質や能力を育成するものであり、学校（園）・家庭・地域が相互に連携を図りながら取り組みました。
- 放課後子ども教室では、地域全体で子どもたちの成長を支え、幅広い地域住民等の参画により、学習や様々な体験・交流活動を行いました。
- 地域学遊塾^{*}では、子どもに「生きる力」を育むために、異年齢の子どもや異世代の地域の人々とのかかわりの中で、様々な体験をすることで、子どもの自主性、創造性、社会性の涵養を図りました。

課題

- 家庭教育を支援するため、関係機関や地域の子育て支援者と連携し、子育ての悩みや様々な課題を抱える保護者に対して情報の提供を行っていますが、様々なニーズに対応し、より充実した活動とする必要があります。
- 学校・家庭・地域が相互に連携強化を図り、家庭教育を地域総がかりで支援する体制づくりが求められています。

今後の取組

- よりきめ細かな家庭教育支援を行うため、徳島県子育て総合支援センター「みらい」が開催する研修会等を活用するなど、資質の向上を図るとともに、関係機関等とのより一層の連携を図り、家庭における教育力の向上を支援します。
- 放課後子ども教室において、地域と学校が連携・協働して、子どもの安全・安心な活動場所を確保できるよう支援します。
- 地域密着型生涯学習の場である地域学遊塾において、子どもと保護者が心の交流を深めるための体験活動を推進し、家庭の絆づくりを支援します。

(2) 青少年活動の充実

成果

- ▶ 青少年が自立していく過程において、多様な人間関係の中で、様々な体験を通して、自ら課題を発見し、解決するという経験ができるよう努めました。
- ▶ 水都っ子探検隊では、子どもたちに日頃経験できない興味深い体験の場を提供し、社会に関心を持つきっかけとなる活動を行うことができました。
- ▶ 青少年団体へ補助を行い、青少年行事の実施により、青少年健全育成や青少年活動の活性化を図りました。

課題

- ▶ 青少年に対する各種体験活動の場を提供するほか、社会教育関係団体等が実施する青少年活動の支援に努めてきました。その結果、青少年活動への参加者は徐々に増加しつつありますが、その一方で活動を担う指導者層の拡大を図ることが課題となっています。
- ▶ 青少年の自主性・社会性・創造性等の向上を図るためには、意思決定等への参画を含め、主体的に青少年が活動できる場の充実が求められ、こうした観点から指導者の資質向上に取り組むことも重要となっています。

今後の取組

- ▶ 青少年活動の推進にあたっては、より多くの青少年が参加でき、新しい知識や技術を得るとともに、互いに心身の錬磨ができる質の高い活動内容を提供できるようさらに努めます。
- ▶ 青少年の活動に対する要望の把握、活動に関する情報の提供、魅力的なプログラムの開発などに取り組めます。
- ▶ 青少年団体をはじめとする各種社会教育関係団体や、地域に根ざして青少年活動を担う団体等との連携を図りながら、指導者層の拡大と資質の向上に努めます。

(3) 健全育成体制の充実と環境整備

① 青少年を見守る体制の充実

成果

- ▶ 潜在化、多様化、複雑化傾向にある青少年の問題行動に対応するため、市内24地区ごとに委嘱している青少年補導員を中心に、各地区における街頭補導活動、非行防止活動、環境浄化活動に取り組めました。
- ▶ 市内26地区の青少年健全育成協議会においても健全育成活動をはじめ、様々な地域ぐるみの活動に取り組めました。

課題

- 補導件数は低い水準ですが、課題を抱えた青少年は少なからず存在し、青少年の問題行動の前兆に気づきにくい状況にあります。
- 家庭や学校等で安心できる自分の居場所が無く、自己存在感や自己有用感が乏しい青少年が存在しており、安心安全な居場所づくりが求められています。
- 情報化社会の急速な進展により、インターネット利用の低年齢化が進んでおり、ネットモラルや情報機器に関する知識不足のため、多くのトラブルに発展しています。
- 不登校やひきこもり、虐待、ヤングケアラー*などの課題解決には、多くの関係機関の支援や継続した取組が必要となります。また、青少年の自殺率については近年微増傾向にあり、だれも自殺に追い込まれることがないように、SOSを出しやすい環境づくりが必要となります。

今後の取組

- 非行や問題行動の未然防止には学校と家庭の連携が不可欠であるため、家庭との連携が困難な場合は、スクールソーシャルワーカーの派遣や関係機関との協働を推進するなど環境の改善に努めます。
- 不登校やひきこもり、虐待、ヤングケアラーなどの問題を抱える青少年の実態の把握に努め、早期発見や早期対応のために、学校・関係機関・関係諸団体等との情報交換や連携を推進します。
- 非行や問題行動を起こした青少年およびその保護者に対し、学校・家庭・警察・教育委員会が連携を密にし、指導助言を行い、支援に努めます。また、地域での見守り活動の充実や、地域を超えた情報の共有等、全市を挙げて地域ぐるみで実施する非行防止活動及び健全育成活動をさらに推進します。
- スクールカウンセラーの活用、いのちを守る子どもサポート事業、SOSの出し方に関する教育等を推進するとともに、家庭や地域との連携・相談窓口の周知等、自殺対策に関連する取組を進めます。

② 有害環境浄化活動の推進

成果

- 情報化社会の進展により、モバイル端末*の普及によるインターネットを利用したトラブルが多発しており、特に、青少年を巻き込む有害サイトやSNS*を通じたネットいじめに対する対策等は急務となっています。

このような問題に対し、警察や関係機関と連携し、学校・PTA・各健全育成団体等の会議等において、有効な手段であるフィルタリングソフトの導入を啓発するとともに、最新の情報の収集と提供に努めました。

また、学校において「ネット利用等に関する安全教室」や「薬物乱用防止

教室」等を実施しました。

- 有害環境の浄化活動の一環として、子どもをとりまく環境を守っていくため、青少年に有害な図書類を投函できる白いポスト*を市内6箇所に設置し、成人雑誌やDVD等の処理を行いました。
- 毎年7月に徳島市環境調査として、カラオケ店等の興行営業所・玩具類販売店の立入調査も実施しています。また、有害環境を把握し適切に対応するため、市内各所の図書類販売店・ビデオ販売店等の協力を得ながら、立入調査を実施しました。

課題

- ネットトラブル、特に、青少年の非行やいじめ等にかかる問題に関して、教育活動の中で、児童生徒が正しい知識や使い方マナーを習得する必要があります。
- 被害防止のため、児童生徒にフィルタリングソフトの導入の指導を推進することも重要であり、保護者への啓発を強化する必要があります。
- モバイル端末*については、家庭での約束事を決めて使用すること（ペアレンタルコントロール）が有効であることから、家庭との連携がさらに大切となっています。
- 興行営業所等の店舗を閉店したり、新たに開店したりする動きが以前より速くなってきており、常に情報を収集・把握することが環境浄化活動の大きな課題となっています。そのため、広く市民の協力を得て、定期的な確認活動を展開する必要があります。

また、徳島県青少年健全育成条例の罰則も強化され、これまで以上に学校・家庭・地域が一体となった健全育成活動の充実が求められています。

今後の取組

- フィルタリングの設定やウイルス対策、ペアレンタルコントロールに関して家庭へ啓発し、協力を得られるよう啓発活動を推進します。
- 非行防止、安全対策につながるよう、警察や関係機関から最新の情報を得て啓発活動を推進し、各校・各団体等が積極的に連携し、青少年を有害環境から守るよう努めます。
- 青少年の健全な育成を阻害する有害図書等を回収・廃棄することにより、子どもの目に触れさせない環境づくりを継続・徹底するとともに、広く市民に広報し、協力を得ながら環境浄化活動を推進します。
- 学校・警察・地域の協力のもと、市内全図書取扱店、カラオケ店等の興行営業所・玩具類販売店等の状況を調査し、徳島県青少年健全育成条例の趣旨を説明し、遵守していただくよう改善要望を継続していきます。

③ 地域における安全の確保

成果

- 幼稚園、小・中・高等学校に対し、不審者に関する情報の提供を依頼し、情報の集約に努め、状況に応じ、各学校（園）をはじめ、関係機関など市内の諸施設に情報を発信し、注意喚起を行いました。
- 徳島市ホームページに不審者情報を掲載するとともに、徳島市公式LINEチャンネルでの発信も行い、学校関係者はもちろん、広く市民への情報提供に努めました。
- 不審者等への犯罪抑止効果と子どもに安心感を与えるため、定期的に巡回パトロールを実施するとともに、より効果的に地域ぐるみの安全体制の整備を図るため、市内全地域に安全ボランティアを組織し、地域との連携による安全確保を図りました。
- 通学路の安全を確保するため、「徳島市通学路交通安全プログラム」に基づき、定期的に関係機関との合同による通学路安全点検を実施しました。
- 水難事故防止のために危険水域などを調査し、標柱を作成・設置するとともに、水泳期間中は河川パトロールも実施しました。
- 小学校を中心に、学校毎に校区の交通安全・災害・不審者等に関する情報を書き入れた安全マップを作成し、安全意識の高揚に役立てました。
- 全国的に子どもを巻き込む事件が多発していることから、警察によるパトロールの強化や誘拐防止教室の実施、関係諸団体による青色回転灯搭載車パトロールの実施、市民の協力による「子ども110番の家」等、安全・安心なまちづくりに取り組みました。

課題

- 学校と地域住民・関係機関等との連携と協力体制の強化を図りながら、子どもの登下校時や地域活動等の中での安全確保に努め、安全・安心な生活環境をつくることますます重要となっています。
- 子ども自身の危機回避能力を高めるため、保護者・地域・警察等と連携し、各校での不審者対策訓練や防犯教室の推進が重要となっています。
- 各学校（園）では、安全教育の推進に努め、保護者・地域の協力を得ながら交通指導等、子どもの安全を守る活動に取り組んでいますが、道路事情も年々様々に変化しており、状況の変化に対応した安全指導の必要性が指摘されています。
- 東日本大震災等の教訓を活かし、学校（園）と地域の連携を深め、発災時の協力支援体制の構築等、地域における安全対策の充実を積極的に推進していく必要があります。

今後の取組

- 各学校(園)・警察との連携はもとより、広く市民と情報を共有できるよう、広報活動を工夫し、さらに研修の機会を提供しながら、関係機関、団体、各地域ボランティアと連携強化を進めます。
- 不審者等への犯罪抑止効果や危険箇所発見のための巡回パトロールを実施し、全市を挙げての安全・安心なまちづくりを推進し、子どもの安全確保に努めます。
- 「徳島市通学路交通安全プログラム」に則り、各学校では児童生徒の視点に立ち、通学路の点検及び調査を定期的を実施し、安全安心な環境づくりを推進するとともに、安全指導に反映します。
- 校区の状況に応じた危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を定期的に見直すとともに、様々な状況を想定した訓練等の実施に努めます。

(4) いじめ・不登校への対応

① いじめ対策の推進

成果

- 平成18年度より3年毎にいじめに関する調査の実施とその分析・考察を行い、現状や課題を明らかにし、解決に向けて取り組んでいます。また、平成25年9月「いじめ防止対策推進法」の施行を受け、平成26年3月に「徳島市いじめ防止基本方針」を策定、平成31年3月に改定しました。
さらに、令和5年7月に「いじめをなくすために」（教師用指導資料）を改定する等、これまでの取組を検証するとともに、いじめ根絶のための取組を推進しました。

課題

- いじめを未然に防ぐための学校内体制を確立するとともに、早期に適切な相談・支援ができる体制を充実させる必要があります。
また、きめ細かな相談・支援体制の充実を図る上で、学校・家庭・地域・警察・関係諸機関との更なる連携強化を進めることも重要な課題です。
- いじめに対し、すべての人が関心を持ち、その根絶に向けて取り組めるよう、様々な機会を利用し、啓発活動の充実を図っていく必要があります。

今後の取組

- いじめを未然防止、早期発見・早期対応するために、各学校や関係機関との情報交換を密にし、連携強化した取組を進めます。
- 校内・校外の相談窓口の周知徹底を図り、多様化する諸問題に対し、適切な相談活動が行えるよう、専門機関との連携の強化・充実を図ります。

- 地域青少年健全育成協議会の活動に、いじめについての内容を組み込み、研修会や体験活動を通して、地域ぐるみで解決に向けての体制整備と充実を図ります。
- 「徳島市いじめ防止基本方針（第3版）」「いじめをなくすために」（教師用指導資料）及び「いじめをなくす家庭の手引き」を周知し、学校と家庭が一体となった対応の更なる推進と啓発を図ります。

② 不登校対策の推進

成果

- リーフレットを用いて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、相談機関等、相談窓口の周知を図りました。
- 徳島市適応指導推進施設を運営し、教育相談や不登校児童生徒の支援を行いました。児童生徒の状況に応じて、ICT*を活用した不登校支援を行いました。
- 臨床心理学を専攻する大学院生（学生メンタルサポーター）を家庭へ派遣し、児童生徒の学校復帰や社会的自立への支援を行いました。また、大学教員をコーディネーターに招き、不登校を考える保護者の会を開催しました。
- 小・中学校に可能な範囲で校内教育支援センターを設置し、不登校児童生徒の支援を行いました。

課題

- 不登校児童生徒は年々増加し、令和4年度における本市の不登校児童生徒数は553人であり、生徒指導上の喫緊の課題となっています。
- 魅力あるより良い学校づくりを推進するとともに、不登校の未然防止や早期発見、早期対応を図る必要があります。
- 不登校の理由や背景は様々であり、個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援が必要であるため、民間施設や関係機関等との連携、ICTを活用した不登校支援を推進する必要があります。
- 校内での別室登校や相談支援を行う校内教育支援センターの設置に向けて、教室や指導員を確保する必要があります。

今後の取組

- 全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、教職員との信頼関係や児童生徒相互の良好な人間関係のもと、安心感と充実感が得られる魅力あるより良い学校づくりを推進します。
- ICTを活用した「心の健康観察」を導入し、児童生徒の心身の健康状態の把握に努め、不登校の未然防止や早期発見・早期対応につなげます。

- 徳島市適応指導推進施設の運営や大学院生の家庭への派遣を継続するとともに、民間施設や関係機関等と連携して不登校支援を行います。
- 空き教室や指導員の確保等を考慮しながら、小・中学校に校内教育支援センターを設置します。

③ 相談・支援体制の充実

成果

- 徳島市青少年育成補導センター内に設置している「相談ホットライン」で、いじめ問題だけでなく、あらゆる悩みに対して、第一次相談窓口として、専門相談員が相談にあたりました。令和5年度の相談件数は58件で、性に関すること・進路・いじめ・人間関係など、幅広い分野で相談を受けています。
- 徳島市適応指導推進施設内に教育相談員を配置し、教育相談を行いました。また、同施設に常駐のスクールカウンセラーによる通級生や保護者への継続相談を実施しました。
- 大学教員をコーディネーターに迎え、保護者が日頃の悩みや思いを共有し、ともに学び合う保護者の会「とまり木の会」を開催しました。

課題

- いじめや不登校も含め、青少年を取り巻く環境は、多様化、複雑化しており、ますます教育相談の充実が求められています。
そのため、専門的知識を有する教育相談員の資質向上と人材確保、また、相談しやすい環境づくりの充実が必要となっています。
- 不登校児童生徒は年々増加し、低年齢化や長期化の傾向も見られ、教育相談の充実が求められています。
- 不登校児童生徒のうち、専門的な相談・支援を受けていない児童生徒が一定数おり、教育相談や支援につなぐ必要があります。

今後の取組

- 一人でも多くの青少年や保護者の悩みに対応できるよう、電話相談についての周知に努めます。また、いじめや虐待等、緊急性がある場合は学校や関係機関と連携し、迅速に対応します。
また、教育委員会内に設置した「いじめ問題等対策チーム」を中心に、いじめ防止や解消に向けた施策の推進や支援体制の再確認と充実を図るとともに、学校や関係機関と連携した取組をさらに進めます。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、学校医等と連携し、校内・校外の相談窓口の周知を図り、不登校児童生徒を相談や支援につないでいきます。

- 徳島市適応指導推進施設に教育相談員とスクールカウンセラーを配置し、教育相談を実施します。
- 徳島県不登校に関する児童生徒支援協議会と連携し、保護者に多様な学びの場や相談機関を紹介し、相談及び支援につないでいきます。
- 保護者の会「とまり木の会」を開催し、継続した保護者支援を行います。

基本方針 4

一人ひとりを尊重する人権教育・啓発の推進

人権は、「人間の尊厳」に基づく権利であり、尊重されるべきものです。

しかし、現実には人々の生存、自由、幸福追求の権利、すなわち人権が侵害されている実態があります。

このため、これまで長年にわたって推進してきた同和教育の成果と手法を生かしながら、すべての人の人権が尊ばれる社会づくりを目指し、人権教育・啓発を推進します。

(1) 学校教育における人権教育の推進

成果

- 平成14年4月に「徳島市人権条例」の、平成19年7月に「徳島市人権教育・啓発推進指針」の策定を受け、一人ひとりの人権意識の高揚を図りながら、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向けて積極的に取り組みました。
- 学校教育*や就学前教育活動の全体を通じ、幼児・児童生徒の発達段階に応じた人権教育を推進するため、人権作品（作文・ポスターなど）募集、教職員人権研修助成、人権研修、研究大会の開催など、人権教育・啓発を推進しました。

課題

- 学校教育や就学前教育活動の全体を通じ、幼児・児童生徒のそれぞれの発達段階や地域の実情に即した人権教育を推進してきましたが、知的理解だけでなく、人権への深い配慮がその態度や行動に現われる豊かな人権感覚の育成が求められています。
- 学校教育においては、障がいのある人、子ども、高齢者、同和問題、外国人などに対するあらゆる差別や偏見をなくすため、多様性（ダイバーシティ）を尊重しあい、ともに生きる力を育む教育の推進が望まれます。また、いじめに対しては、子ども一人ひとりの人権が尊重され、学校が子どもにとって楽しく安心できる場所になるように、自分を大切に思うとともに、自分以外の人を大切にできるような人権感覚を養う必要があります。
- 多様な価値観を享受しながら自尊感情・自己有用感を高める人間関係づくり、保護者や地域との連携を図るために地域へ積極的に出向くフィールドワークをはじめ、ロールプレイや体験的参加型学習の導入、地域文化の掘り起こしを中心とした教材の開発等、学校現場の教職員が、同和教育等で培われた手法を大切にしながら、さらに教育内容や方法の充実を図ることが求められています。

今後の取組

- 一人ひとりを大切にする教育方針のもとで、これにふさわしい学習環境を整えるなど人権尊重を基盤とする教育を展開できるよう努めます。
- すべての教職員の総意によって作成された、人権教育年間計画に沿った組織的・系統的な人権教育が推進されるとともに、効果的な実践が図られるよう努めます。
- 教職員一人ひとりが自らの使命を自覚するとともに、豊かな人権感覚を身に付け、教職員の資質や能力の向上を図ることができるよう、研修機会の確保や徳島型メンター制度^{*}を活用した校内研修の実施、講師派遣等による研修内容の充実に努めます。
- 人権や人権問題に関する知的理解を深めるとともに、自他の人権を尊重しようとする意欲・態度等の人権感覚の育成に焦点をあてた指導内容の充実が図られるよう努め、全教職員の研修の機会として研究大会を実施します。
- 同和教育で培われた「差別・偏見をなくす」教育実践をもとに、地域の良さや、地域を誇りに感じる校外学習やロールプレイなどの体験的参加型学習や、人権問題を自らの課題とする問題解決型の「考える人権教育」の開発、ICT^{*}等を活用した教材開発など指導内容・方法の工夫・改善に努めます。

(2) 社会教育における人権教育の推進**成果**

- すべての人権が尊重され、相互に共存できる平和で豊かな社会の実現をめざし、また、様々な人権課題への理解と問題解決を図るため、人権に関する多様な学習事業を実施しました。
- 教育集会所、公民館、コミュニティセンター、市内の幼稚園、小学校、中学校において人権教育促進事業を実施し、人権に関する学習機会の提供を行いました。

課題

- 人権尊重意識を社会意識として定着させるためには、市民一人ひとりの意識変革が必要です。計画性のある教育・啓発活動を推進し、学習者の強い問題意識を喚起できるよう努めなければなりません。
- 学習が一方的な価値伝達に偏るのではなく、学習者の自己教育活動を促進するという観点で活動を推進できる教育・啓発推進者の拡充を図ることも必要となっています。

今後の取組

- 人権尊重意識が社会意識として広く各市民層に定着することを目指し、社会教育の重要な柱として人権教育・啓発を推進します。

- 計画性のある学習教材等の情報提供に努めるとともに、社会教育施設間の相互協力、さらには学校・家庭・地域・社会・住民による官民の連携等を一層強化し、それぞれのライフステージに対応した人権教育・啓発に関する各種事業の総合的な取組を展開します。
- インターネットの普及や生活の多様化により、匿名性を利用した差別事象、社会的少数者への差別事象やヘイトスピーチなどの事象が顕著化しており、これらを含めた視点からの教育・啓発事業を進めていきます。

基本方針5

創造する喜びを拡げる生涯学習の推進

近年における社会の成熟化や国際化、情報化の進展に伴って、人々の学習ニーズは多様化しています。社会生活を営むうえで必要な知識や技術に関する学習、趣味や教養など生きがいとしての学習、さらには現代社会が直面しているさまざまな課題に関する学習など、多岐の分野にわたる学習への関心と意欲が高まっています。

こうしたことを踏まえ、生涯学習活動の支援にあたっては、市民が生涯にわたってあらゆる機会に、あらゆる場所で自由に学べるよう、学習環境の整備・充実に努めます。

(1) 生涯学習活動の推進

成果

- 生涯学習では、刻々と変化する社会のニーズや個人及び地域の多様な要求に応えられる柔軟性に富んだ教育の提供が重要です。そこで、公民館をはじめ、市立図書館や徳島城博物館などの社会教育施設を中心に各種講座を開設するとともに、各地域や社会教育関係団体が推進する学習の支援に努めました。
- 地域の公民館では高齢化問題等について、世代間交流などを生かしながら活動する「ふれあい教室」、男女共同参画社会を目指した学習の「すくらむ学級」を開設し、多くの参加者がありました。またコミュニティセンターにおいても同様の講座を開催し、多くの参加者がありました。

課題

- 本市が推進する生涯学習の場に参加する市民は年々増加しており、今後さらにその体制を拡充していくことが必要です。
- いつでも、どこでも、だれでも自由に学ぶことができる生涯学習社会を構築することが課題となっています。

今後の取組

- 学習の成果が評価され、社会に活かすことを通して学習者自身の生活の充実を図り、喜びを創造するとともに、地域社会の課題解決に向けて知識や経験を活かすことができる生涯学習活動の支援に努めます。
- 学校（園）・家庭・地域住民等、相互の連携協力を促進し、子どもの健全育成をはじめとする教育の目的を実現するための社会教育を推進します。
- 社会の成熟による自由時間の増大に呼応して、心の豊かさや生きがいを得られるような学習の推進が求められていることから、各世代や地域の課題を

検証し、その解決に向けた主体的学習を重視しながら、官民の連携により、その成果を新たなまちづくりや社会貢献につなげていける体制づくりを支援します。

(2) 生涯学習施設の整備・充実

成果

- 市民の学習ニーズ等の動向を踏まえ、公民館をはじめ、市立図書館や徳島城博物館などの社会教育施設の整備や機能充実を図り、多様な学習機会の提供に努めました。
- 市立図書館、考古史料館、天狗久資料館、青少年交流プラザなどの社会教育施設においては、指定管理者制度の導入により民間ノウハウを生かし、多様化する利用者ニーズへの対応と運営の効率化を安定的に進めました。

課題

- 社会教育施設は、多様な学習機会の提供の場であるほか、情報発信や相談の機能も有しており、また、学習グループの育成や学習者のネットワークづくりを担う場ともなっています。个性的で開かれた施設として、広域的な要請に積極的に応えるため、学習活動の支援機能をより一層、発展させる必要があります。
- 学習機会を日常的に提供する中心的な機関として社会教育施設が果たす役割はより一層大きくなっていることから、各社会教育施設が有する特色ある学習資源の有効活用を図るとともに、地域の学習資源の意欲的導入と関係機関・団体との連携強化を促進するなど、これまで以上に創意工夫をこらした取組を進めていくことが必要です。

今後の取組

- 多様な学習ニーズへの対応と学習支援機能の充実を図るため、これまでの社会教育施設が果たしてきた役割をさらに活かし、その機能充実を図るとともに、情報発信の多様化に努めます。
特に、社会教育施設間の情報交換等の連携を促進するとともに、社会教育関係団体をはじめとする関係機関・団体の横断的ネットワークを築き、市民の生涯学習活動を多面的に支援できる体制を整えます。
- 地域におけるボランティア団体などの協力を得て、官民の連携による地域ぐるみの活動を推進し、地域における公共施設としての活性化を一層高めます。
- 市立図書館においては、徳島大学や徳島文学協会などとの連携を強化するなど、官民の連携を推進することにより、更なる利用促進を図ります。

基本方針 6

郷土の遺産である文化財の保存と活用

文化財は地域の歴史や文化の成り立ちを理解するうえで欠くことのできない市民共有の財産であり、文化の向上、発展の基礎を成すものであるため、将来にわたり、適切な保存・継承が必要です。

また、文化財の本質的な価値を明らかにし広く周知することは、地域の文化環境を高めるとともに、市民が郷土に対する理解を深め、郷土に誇りを持ち、豊かで活気のある地域社会を実現することにつながります。

近年、文化財は学校教育*、社会教育、観光、まちづくりに供する地域資源として重要な役割を担っています。これまでの文化財の持つ固有価値を大切にしながら、新たな価値を発見し、社会全体に還元することによって、人々が歴史・文化に親しみ、多彩な文化に触れる機会を充実させることが重要です。

(1) 文化財の保存と活用の推進

成果

- 文化財の適切な保存と活用を推進するため、地域の人々と積極的に関わりを持つことで、文化財の保存活用に際しての地域の課題を共有しました。
- 地域の偉人を顕彰する冊子を製作することで、既存の文化遺産の再認識を図るとともに、興味を示してもらえる新たな層の開拓につなげました。
- 次世代を担う子どもたちがふるさとの自然、歴史、生活文化を学ぶ機会を増やし、地域の伝統文化への理解を深められるよう、小・中学校への出前講座等を実施しました。

課題

- 地域を象徴する重要な要素である文化財の保存と活用を推進するためには、魅力的なかたちでわかりやすく市民にその価値を情報発信することが欠かせません。
- 指定や登録を受けた文化財を単体として保存・活用するのではなく、文化財をその周辺環境を含めて総合的に捉え、まちづくりや地域のにぎわいに活かしていく視点が必要です。
- 多くの市民が郷土のすばらしさを実感でき、とりわけ次世代を担う子どもたちが地域の歴史や伝統文化への理解を深められる持続可能な地域社会の実現を目指す必要があります。
- 文化財や文化遺産を保存継承するにあたって、後継者育成や発信力、資金面での課題があります。

今後の取組

- 地域の人々と積極的な関わりを維持しながら文化財の保存・活用を推進することが重要であり、今後も人材育成を継続するとともに文化財を守っていかうとする気持ちを育みます。
- 本市の文化遺産を再発見し、民間と公共が地域の目標や大きなビジョンを共有し、相互に補完しながら協働して取り組むことができる仕組の構築に努めます。
- 次世代を担う子どもたちがふるさとの自然、歴史、生活文化を学ぶ機会を増やし、地域の伝統文化への理解を深め、多くの伝統行事に触れ合う機会を充実させることにより歴史文化の継承を図ります。
- 日本遺産「藍のふるさと阿波」の取組を通して徳島の歴史や文化への理解を深め、身近にある文化遺産への興味や関心を高めるとともに、自ら調べ発信できる人材の育成に努めます。

(2) 文化財に親しむ機会の充実

成果

- 徳島城博物館、考古資料館、天狗久資料館において、人々が文化財に親しみ、地域への理解を深められるよう、それぞれが特色ある講演会や講座、各種イベント等の事業を展開し、徳島の歴史文化の情報をわかりやすく提供することに努めました。
- 文化財に指定・登録された歴史的建造物や庭園等、地域の歴史文化を体感できるイベントや農村舞台での阿波人形浄瑠璃公演を開催し、歴史文化への誘いの拡大を図りました。
- 人々が文化財に親しむきっかけをつくるために、天狗久の漫画を製作、公開し、文化財保護の精神やキャリア教育*と関連付けたテーマとして学校教育*の場で取り上げてもらうなど、文化財と親しむ機会の拡大を図りました。

課題

- 文化財の魅力を人々に伝えることができるよう、文化財の効果的な公開・活用を積極的に推進する必要があります。
- 文化財公開施設については、様々な性格を持つ施設が連携して一定のテーマにもとづく展示を推進し、広域的に連携した取組によって、地域の歴史文化への理解を促進する必要があります。

今後の取組

- 人々が文化財に親しむきっかけをつくるために、文化財の公開・活用において、文化財の本質的価値だけにとらわれず、人々のより身近なもの組み合わせることや生活との関わりに注目して公開・活用の仕方を工夫すること

により、文化財と親しむ機会の拡大を図ります。

- 徳島の歴史文化の魅力を効果的に情報発信し、人々の多様な知的欲求に対応できる施設の運営に取り組みます。
- 文化財は、子どもたちに地域の歴史や文化を教えるための優れた教材となることから、子どもたちが、いつでも、どこでも学べる環境づくりを促進し、文化財に親しむ機会の充実を図ります。

第5章 計画の推進

1 役割分担及び連携

本計画に示した方向に沿った施策を総合的かつ具体的に推進していくうえで、教育委員会が総合調整機能を発揮し、市長部局も含めた関係者間の連携・協働を促進することが重要となります。

また、個別の施策実施にあたり、学校、地域及び家庭の役割を明確にするとともに、相互の活動がより効率的・効果的に推進されるよう努めます。

2 進行管理

本計画に位置付けた各種事業を着実に進行するためには、客観的な根拠を重視したPlan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）のマネジメントサイクルによる、計画の定期的な点検と評価を基にした改善が不可欠です。

教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、毎年、教育長等に委任された事務を含む教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、学識経験者の意見をいただきながら、点検・評価を行っており、この点検評価の対象に本計画に係る事業を含めることで、一体的に進行管理を行うこととします。

点検・評価結果については、課題や問題点の分析に活用し、翌年度以降に取り組む施策や事業等の見直し、改善に努めることにより、本計画の着実な実施に役立てるとともに、学識経験者の知見や市民からの意見等を参考に、点検・評価の項目や指標自体も適宜改善することで、より一層市民への説明責任を果たすことができるものとなるよう努めます。

点検・評価の結果に関する報告書は、議会に提出するとともに市のホームページを通じて公表し活動内容の公開性を高めています。



3 成果指標

本計画に位置付けた各種事業を着実に進行するために、成果指標を次のとおり定め、計画的に事業を進め、適宜点検・評価することとします。

No	方針	施策・主な 取組み	成果指標	当初値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
1	基 本 方 針 1	(1)-①	「全国学力・学習状況調査」 における市の平均正答率と 全国との差(%)	【本市実績】 小国語：66.5% 小算数：63.2% 中国語：68.2% 中数学：53.0% 【全国平均】 小国語：67.2% 小算数：62.5% 中国語：69.8% 中数学：51.0%	国語、算数 (数学)ともに 全国平均以上
2		(1)-②	「学校に行くのは楽しい」と 思う児童生徒の割合(%)	小：87.0% 中：81.4%	小：94.2% 中：89.2%
3		(2)-①	「自分には、よいところがあ る」と思う児童生徒の割合(%)	小：80.4% 中：77.6%	小：88.0% 中：85.0%
4		(2)-②	「何事にもチャレンジするよ うにしている」と答える児童・ 生徒の割合(%)	小：80.4% 中：77.0%	小：83.0% 中：80.0%
5		(2)-③	「人の役に立つ人間になりた い」と思う児童・生徒の割合 (%)	小：96.8% 中：95.6%	小：98.0% 中：97.0%
6		(2)-④	「今住んでいる地域の行事に 参加している」と答える児童・ 生徒の割合(%)	小：42.0% 中：21.9%	小：45.0% 中：25.0%
7		(3)-①	地域運動部活動推進事業 「地域クラブ活動」の登録 生徒数(人)	189人	500人
8		(3)-②	フッ化物洗口事業の拡大(校)	0校	5校
9			小児肥満医療機関受診率(%)	小：34.3% 中：19.9%	小：40% 中：25%

No	方針	施策・主な 取組み	成果指標	当初値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
10	基本方針1	(3)-③	給食フェア（学校給食パネル展、食育パネル展等）の参加者数（人）	100人	200人
11		(4)-①	幼稚園教諭と保育士等の合同研修の実施回数（回）	0回	5回
12		(4)-②	専任園における3歳児保育・預かり保育の実施園率（%）	100%	100%
13		(5)	「授業で学んだことを、次の学習や実生活に結びつけて考えたり、生かしたりすることができると思う」と答える児童・生徒の割合（%）	小：76.5% 中：66.9%	小：82.0% 中：72.0%
14		(6)	大学等の情報・数学・理科等学部への進学者数の割合（%）	高：26.4%	高：35.0%
15		(7)-①	ボランティア派遣回数（回）	971回	1,800回
16		(7)-①	特別支援学校教諭免許状取得率（特別支援担当者比）（%）	19.5%	23.0%
17		(7)-②	教育相談の実施件数（件）	734件	800件
18		(7)-②	教育支援委員会判断件数（件）	716件	780件
19		(8)-①	小・中学校の大型提示装置の整備率（%）	84.0%	100%
20		(8)-①	小・中学校のICT支援員の配置率（「ICT環境整備計画」比）（%）	80.0%	100%
21		(8)-①	高等学校のICT支援員の配置率（%）	100%	100%
22	(8)-②	小・中学校のALTの配置率（外国語の授業比）（%）	45.9%	50.0%	

No	方針	施策・主な 取組み	成果指標	当初値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
23	基本方針1	(8)-③	将来の夢や目標を持っている 児童・生徒の割合(%)	小:80.0% 中:68.1%	小:89.2% 中:79.2%
24		(8)-④	小中学校の徳島GXスクール 認証取得率(%)	小:66.6% 中:66.6%	小:100% 中:100%
25		(8)-⑤	全校種(幼・小・中・高)における 避難訓練開催率(%)	100%	100%
26		(9)	朝食を「毎日食べている」、 「どちらかといえば食べてい る」と回答した児童・生徒の 割合(%)	小:92.0% 中:91.3%	小:100% 中:100%
27	基本方針2	(1)	「子どもたちが充実した学校 生活を送っている」と感じる市 民の割合(%)	60.7%	71.5%
28		(2)-①	「学校と地域が一体となって 子どもたちを育てている」と感 じる市民の割合(%)	未計測	80.0%
29		(2)-②	「安全で快適な教育環境」と 感じる市民の割合(%)	66.4%	72.0%
30			学校施設の長寿命化対策 実施校数(校)※累計	3校	14校
31			学校校舎のトイレの 洋式化率(%)	62.1%	90.0% (R8)
32		(3)-①	就学援助小学校入学前支給制 度における小学校入学前の認 定者数/入学後の認定者数 (%)	49.0%	61.0%
33		(3)-②	「授業研究や事例研究等、実 践的な研修」を「よく行って いる」と回答した学校の割合 (%)	小:60.0% 中:46.7%	小:80.0% 中:65.0%
34	小・中学校の教員のICT活用 指導力の達成率*(%)		91.8%	100%	

No	方針	施策・主な 取組み	成果指標	当初値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
35	基本 方針 2	(3)-③	教員1人あたりの月平均 時間外在校等時間(時間)	小:31.5時間 中:38.5時間	小:25時間 中:30時間
36		(3)-④	ストレスチェック受診率(%)	85.7%	90.0%
37			長時間勤務報告のうち 80時間を超える教職員の 割合(%)	小:16.9% 中:35.8% 高:17.6%	小:12.0% 中:30.0% 高:12.0%
38	基本 方針 3	(2)	市青少年健全育成協議会 兼推進大会の参加人数(人)	193人	300人
39			地区青少年健全育成協議会 事業実施回数(回)	302回	400回
40	基本 方針 3	(3)	補導に従事した延べ人数(人)	2,875人	2,800人
41			少年1,000人あたりの 刑法犯少年数(人)	2.1人	2.0人
42			保護者のフィルタリング 認知度(%)	94.8%	100%
43		(4)-①	いじめ解消率(%)	93.7%	100%
44		(4)-②	不登校児童生徒のうち、学校 内外の機関等で専門的な相談・ 指導等を受けた割合(%)	39.4% (R4)	80.0%
45			すだち学級や、学生メンタル サポーター派遣事業の利用者 のうち「好ましい変化がみら れるようになった」児童生徒 の割合(%)	70.5%	80.0%
46		(4)-③	青少年育成補導センターの 各事業における相談を受けた 延べ件数(件)	58件	100件
47	不登校に関する相談件数(件)		596件	650件	

No	方針	施策・主な 取組み	成果指標	当初値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
48	基本 方針 4	(1)	「いじめは、どんな理由があってもいけないことだ」と思う児童生徒の割合(%)	小：97.3% 中：95.0%	小：100% 中：100%
49		(2)	人権フェスティバル参加者数(人)	213人	250人
50			人権フォーラム参加者数(人)	1,996人	2,800人
51			講座・学習会参加者数(人)	3,671人	4,000人
52	基本 方針 5	(1)	図書の出借冊数(万冊)	99.6万冊	103.8万冊
53			徳島城博物館講座参加者数(人)	4,726人	5,000人
54		(2)	市立図書館の入館者数(人)	457,606人	494,000人
55			青少年交流プラザ利用者数(人)	5,942人	7,500人
56			考古資料館の入場者数(人)	9,580人	10,000人
57	徳島城博物館の入場者数(人)	43,125人	46,000人		
58	基本 方針 6	(1)	市内所在の指定文化財・登録文化財の件数(件)	163件	166件
59		(2)	犬飼農村舞台阿波人形浄瑠璃公演観覧者数(人)	300人	500人

参考資料

1 用語の解説（本文中に、*のある用語を解説しています。）

行	用語	解説	掲載ページ
アルファベット	A I	Artificial Intelligence（アーティフィシャル・インテリジェンス）を略した言葉で、日本語では「人工知能」と訳され、明確な定義は存在しないが、「大量の知識データに対して、高度な推論を的確に行うことを目指したもの」（一般社団法人 人工知能学会設立趣意書からの抜粋）とされている。	3
	A L T	Assistant Language Teacherの略で、学校で外国語授業を補助する助手のこと。本市では、徳島県が総務省、外務省及び文部科学省の協力のもとに実施している「語学指導を行う外国青年招致事業」（JETプログラム）を通して、外国語指導助手を雇用している。	28
	I C T	Information and Communication Technologyの略で、すでに一般的となったI T（情報技術）の概念をさらに一歩進め、通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉。	3,15,27,36,37,39,47,51
	I o T	Internet of Thingsの略で、従来インターネットに接続されていなかった様々なモノ（センサー機器、駆動装置（アクチュエーター）、住宅・建物、車、家電製品、電子機器など）が、ネットワークを通じてサーバーやクラウドサービスに接続され、相互に情報交換をする仕組みで、「モノのインターネット」という意味。	3
	O J T	On-the-Job Trainingの略で、職場内で実施される研修。	37

行	用語	解説	掲載ページ
アルファベット	SDGs (持続可能な開発目標)	Sustainable Development Goalsの略。2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの国際目標のこと。「持続可能な生産と消費」「教育」等、包括的な17の目標を設定し、地球規模で課題解決に向けた取組が推進されている。教育に関する目標として、「すべての人々に包括的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」と定められている。	30
	SNS	Social Networking Service (ソーシャルネットワーキングサービス)の略語で、インターネットを利用して、情報の発信・共有や個人間のコミュニケーションを取ることのできるサービスで、拡散的に情報が広がって行く特徴がある。	43
	Society5.0 (超スマート社会)	インターネットなど仮想のサイバー空間と現実のフィジカル空間(現実社会)を高度に融合させ、経済発展と社会的課題の解決を両立する新たな社会の未来像。狩猟社会(Society1.0)、農耕社会(Society2.0)、工業社会(Society3.0)、情報社会(Society4.0)のその先にある社会を指す。	3
あ行	市高レインボウプラン	生徒が自らの将来に向け主体的に進路を考えることを目指して平成13年度から始められたもので、幅広い社会認識や多様な価値観をもとに個々の判断能力を育成し、将来を構想する力を身に付けることを目標としている。1年次を調査の年、2年次を行動の年、3年次を実現の年と位置付け、講演会や説明会、企業や大学等での体験学習、希望進路別グループによる調査研究活動、進路実現のための実力錬成等、進路選択の段階に応じて用意された学習活動を進めていくことで、生徒一人ひとりが「今の自分」と「未来の自分」をつないでいくキャリア教育プログラム。	24,28
	一時預かり保育	保護者の就労等の理由により家庭での保育が困難である幼稚園児に対し、幼稚園の教育課程に係る教育時間以外の時間に、幼稚園の管理下において子育てを支援する教育活動。	22

行	用語	解説	掲載ページ
あ 行	異年齢の子どもたちとの交流	小学校低学年が、保育所・幼稚園の園児と交流を行ったり、全学年を縦割りにした班活動として異学年との交流を行ったりすること。	15
	ウェルビーイング	ウェルビーイング (Well-being) は、「良い (Well)」と「状態 (Being)」からできた言葉で、ウェルビーイングとは、身体的、精神的に健康な状態であるだけでなく、社会的、経済的に良好で満たされている状態にあることを意味する概念とされている。	1,4,5,23,32,38
か 行	外国語教育サポーター	英語に堪能な地域人材や、英語について学んでいる大学生から募集し、市内の公立小学校に派遣しているボランティア。小学校英語活動や国際理解教育の時間に、担任の指導補助にあたる。	28
	学習指導要領	全国のどの地域でも、一定水準の教育を受けることができるようにするため、学校教育法等に基づき文部科学省が定めた教育課程や保育内容の基準。幼稚園教育要領、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領、特別支援学校学習指導要領がある。学習指導要領は、戦後すぐに試案として作られたが、昭和33年に現在のような大臣告示の形で定められた。それ以来、ほぼ10年ごとに改訂されており、新学習指導要領は、幼稚園、小・中学校は平成29年3月、高等学校は平成30年3月、特別支援学校は平成29年3月及び平成31年2月に告示され、移行期間を経て、小学校では令和2年度から、中学校では令和3年度から、高等学校では令和4年度から年次的に実施している。	14,15,22,23
	学校関係者評価	保護者 (PTA 役員等)、学校評議員、地域住民、接続する学校の教職員その他の学校関係者など外部評価者により構成された委員会等が、当該学校の教育活動の観察や意見交換等を通じ、自己評価結果を踏まえて評価を行うこと。	34

行	用語	解説	掲載ページ
か 行	学校教育	学校教育法では、「学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。」と規定されており、本教育振興基本計画での学校教育は、本市の設置する幼稚園、小学校、中学校、高等学校における教育のこととしている。	2,4,6,9, 10,18,23, 33,50,55, 56
	学校業務支援システム	教務系（成績処理、出欠管理等）、保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系などを統合した機能を有するシステムのこと。	27,39
	環境教育	国際的な環境教育の流れは、環境問題をテーマにした初の国際会議である「国連人間環境会議」（1972年ストックホルム）から始まる。環境や環境問題に対する興味・関心を高め、必要な知識・技術・態度を獲得させるために行われる教育活動のこと。	29,30
	環境教育副読本 「徳島市の水と緑」	小学生を対象とした本市教育委員会が作成する環境教育用副読本（デジタル教材）。徳島市内の眉山や吉野川をはじめとする身近な「水と緑」に焦点を当て編成している。様々な体験を通して自分たちの住む徳島市が、豊かな水と緑に恵まれていることに気づかせるとともに、環境教育を自分たちの問題として考え、美しく住みよいまちづくりに積極的に取り組もうとする実践的な態度を育てることを目的としている。	29,30
	キャリア教育	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくことを促す教育。	28,29,56
	教育支援委員会	障害のある幼児・児童生徒について、教育学・医学・心理学等の専門家の意見をもとに、学びの場（特別支援学校、特別支援学級、通級による指導 [※] 等）や望ましい教育支援について協議する。	25

行	用語	解説	掲載ページ
か 行	教育DX	教育DXとは、教育分野におけるDigital Transformation（デジタルトランスフォーメーション）のことで、データやデジタル技術を活用して、学校教育をより良く変革することで、文部科学省では、情報化が加速度的に進むSociety5.0時代に向けて、情報活用能力など学習の基盤となる資質・能力を育む必要があることから、教育DXを推進しています。	3,27
	教員のICT活用指導力の達成率	文部科学省が実施している「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」中の調査項目のうち、「教員のICT活用指導力等の実態」に関する項目について各学校教員が回答した結果を集約・集計した数値（割合）。	61
	子ども・子育て支援新制度	子ども・子育て関連3法「子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正、関係法律の整備法」に基づく制度で、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくことを目的とする。	22
	こども家庭庁設置法	こども家庭庁の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることを目的として制定された法で、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行された。	5
	こども基本法	こども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行された。	5
	コミュニティ・スクール	学校運営協議会制度を導入した学校のことであり、保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参加することで、育てたい子ども像、目指すべき教育のビジョンを保護者や地域と共有し、目標の実現に向けてともに協働していく仕組み。	33,34,36,37
	コンプライアンス	一般的には「法令遵守」と訳されるが、法令や規則だけにとどまらず、社会の規範やルール、マナーまで含めて遵守することを指す。	37,38

行	用語	解説	掲載ページ
さ 行	自己評価	校長のリーダーシップのもとで、当該学校の全教職員が参加し、あらかじめ設定した目標や具体的計画に照らして、その達成状況の把握や取組の適切さについて評価を行うこと。	34
	自然の中での集団宿泊学習	少年自然の家での宿泊学習を通して、規律・協同・友愛・奉仕の精神を養うとともに、自主的・自律的な生活態度を育て、自然に親しむ心や自然に対する畏敬の念を培うことを目的として実施。毎年、小学校5年生が活動を行っているが、小規模校では4・5年が合同で行っているケースもある。主に牟岐少年自然の家での活動が多い。	15
	白いポスト	有害環境の浄化を目的として、青少年に悪影響を与える可能性のある雑誌・写真集・漫画・ビデオ・DVD等を回収するために設置した回収箱。昭和39年5月に初めて設置し、現在、JR徳島駅・佐古駅・蔵本駅・吉成駅・二軒屋駅・地藏橋駅の6箇所に設置している。	44
	新学習指導要領	学習指導要領を参照	13
	新学校版環境ISO	徳島県独自の認証システムである「学校版環境ISO」を発展・進化させた取組。学校での節電・ごみ分別・リサイクル活動の取組を地域に広げるとともに、地域での環境美化活動や自然観察なども積極的に行い、環境学習で学んだことを家庭や地域にも波及させることを目的とする。	29
	ストレスチェック	労働安全衛生法の規定に基づき事業者が行う、労働者の心理的負担の程度を把握する検査。労働者自身のストレスへの気づきを促すとともに、職場改善につなげ、働きやすい職場づくりを進めることにより、労働者がメンタルヘルス不調となることを未然に防止する（一次予防）ことを目的とする。	40
た 行	地域学遊塾	子どもの自主性・創造性・社会性等の涵養を図るため、身近な教育資源を活用し、自然体験、文化交流体験、社会活動体験などを各公民館等で実施する生涯学習事業。	41

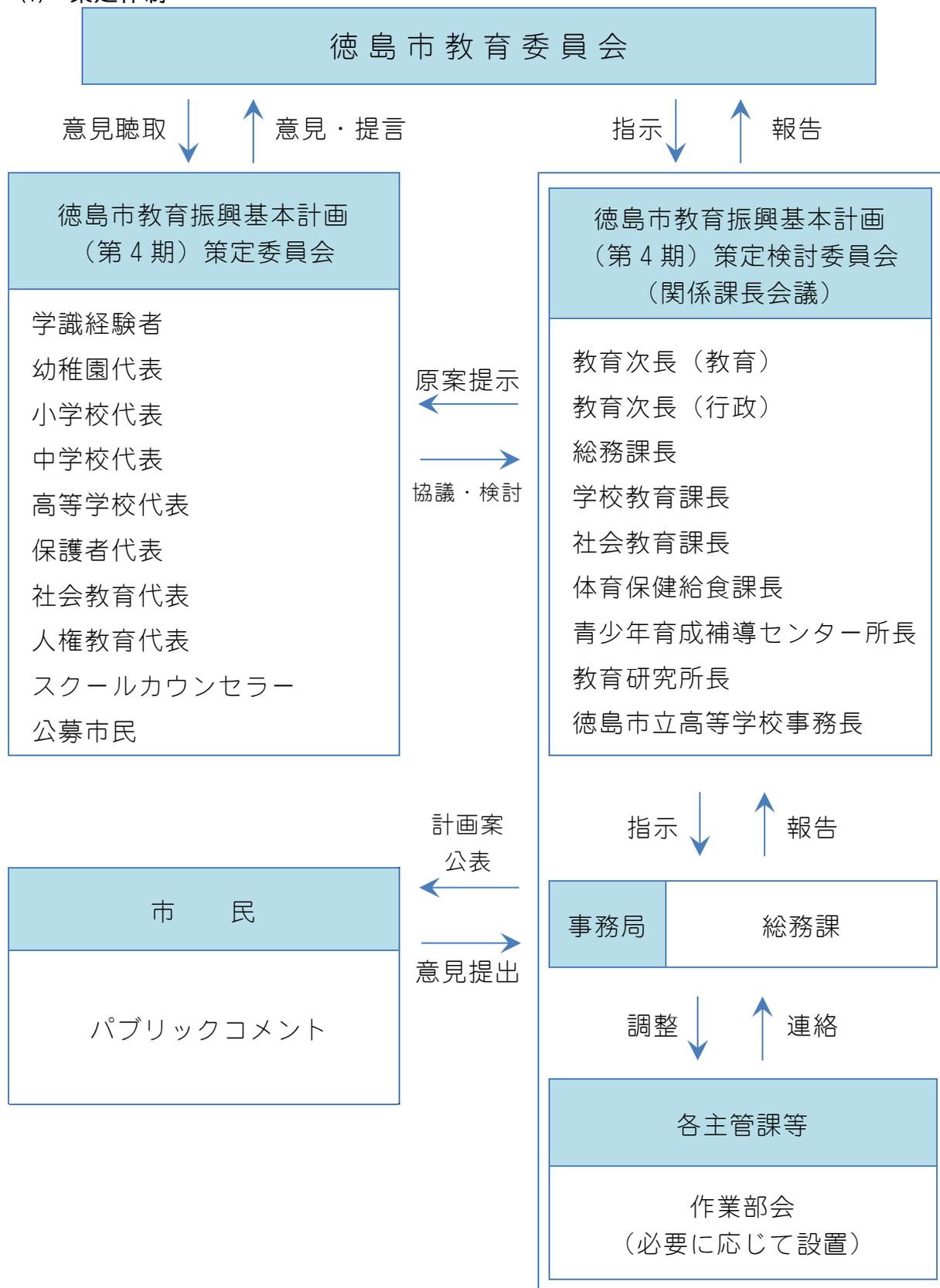
行	用語	解説	掲載ページ
た 行	通級による指導	通級による指導は、小・中学校の通常の学級に在籍し、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）などのある児童生徒を対象として、主に各教科などの指導を通常の学級で行いながら、障害に基づく学習上又は生活上の困難の改善・克服に必要な特別の指導を特別の場で行う教育形態。	67
	ティーム・ティーチング	複数の指導者が役割を分担し、協力し合いながら指導にあたる方式	23,28
	デジタルトランスフォーメーション（DX）	DXは、デジタルトランスフォーメーション（Digital Transformation）の略で、デジタル技術を浸透させることで人々の生活をより良いものへと変革することや、既存の価値観や枠組みを根底から覆すような革新的なイノベーションをもたらすものと定義されている。	3
	徳島型メンター制度	メンター制度は、職場内の研修を行う上での人材育成の手法の一つで、スキルや経験が豊富な人間（メンター）が、スキルや経験の少ない人間（メンティ）のキャリア形成と心理的・社会的側面に対して、一定期間継続して支援を行うこと。 徳島型の特徴としては、メンターとメンティでチームを組織し活動することや、メンティのニーズを生かし、自主的・自発的な活動を行うこと、管理職やベテラン教員等はメンターチームの活動をサポートするなどが挙げられ、全ての教職員で若手教員を育てるシステム。	37,51
	特別支援学級	特別支援学級は、小・中学校に障害の種別ごとに置かれる少人数の学級（8人を上限）であり、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級がある。 ※徳島市立幼稚園の一部では、障害の種別なく特別支援学級（3人を上限）を設置している。	33

行	用語	解説	掲載ページ
た 行	特別支援教育	障害のある幼児・児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育。	22,25,26
は 行	引き継ぎシート	特別な支援を必要とする子どもが、就学時や中学校進学時に連続・連携した支援を受けられるように、在籍幼稚園、保育所、小・中学校と保護者が協力して作成しスムーズな引き継ぎに活用する。	25
	部活動指導員	平成29年4月、学校教育施行規則の一部が改正され、新たに規定された学校職員。部活動指導員は、校長の監督を受け、部活動の技術指導や大会への引率等を行うことを職務としています。 なお、公立学校の部活動指導員は、地方公務員法に規定された会計年度任用職員として、県や市町村教育委員会が任用（雇用）する公務員。	17,39,40
ま 行	モバイル端末	小型・軽量で持ち運びに適した情報端末のことで、スマートフォン、携帯電話、タブレット型端末、小型ノートパソコンなどの総称。	16,43,44
や 行	ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがある。	43
	幼稚園教育要領	学習指導要領を参照	13,21
ら 行	令和の日本型学校教育	2020年代を通じて実現を目指す学校教育の姿。 ICTの活用と少人数によるきめ細かな指導体制の整備により、「個に応じた指導」を学習者視点から整理した概念である「個別最適な学び」と、これまでも「日本型学校教育」において重視されてきた、「協働的な学び」とを一体的に充実することを目指している。	27

行	用語	解説	掲載ページ
わ 行	ワークエンゲージメント	仕事に関連するポジティブで充実した心理状態として、「仕事から活力を得ていきいきとしている」（活力）、「仕事に誇りとやりがいを感じている」（熱意）、「仕事に熱心に取り組んでいる」（没頭）の3つが揃った状態として定義されている。	39
	ワークライフバランス	日本語で「仕事と生活の調和」を意味する。政府広報オンラインでは、「働くすべての方々が、『仕事』と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった『仕事以外の生活』との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方」と定義されている。	39

2 策定体制等

(1) 策定体制



(2) 策定委員会設置要綱

徳島市教育振興基本計画（第4期）策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）の規定に基づく徳島市の教育振興基本計画（第4期）策定に伴う検討を行うため、徳島市教育振興基本計画（第4期）策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 策定委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 教育振興基本計画（第4期）案の策定に関すること。
- (2) その他策定委員会の目的を達成するために必要な事項。

（組織）

第3条 策定委員会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育長が委嘱又は指名する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 関係団体の代表者等
- (4) 公募市民

（任期）

第4条 委員の任期は、策定委員会の目的が達成されたときまでとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 策定委員会に会長および副会長を置く。

2 会長は、委員の互選とする。

3 副会長は、委員の中から会長が指名する。

4 会長は、策定委員会を代表し、会務を総括する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 策定委員会の会議は、会長が召集し、会長は会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、関係事項について説明又は意見を聴くことができる。

（設置期間）

第7条 策定委員会は、その任務が達成されたときに解散する。

（庶務）

第8条 策定委員会の庶務は、徳島市教育委員会事務局総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営等について必要な事項は、会長が策定委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による最初の策定委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が召集する。

(3) 策定委員会委員名簿

(敬称略)

分野	氏名	所属団体名・役職等	備考
学識経験者	奥田 紀久子	徳島大学 教授	会長
学識経験者	生田 雅和	鳴門教育大学 教授	副会長
学識経験者	乾 修治	四国大学 准教授	
学識経験者	小川 陽子	徳島文理大学 准教授	
幼稚園関係者	米原 貴美枝	徳島市幼稚園長会 会長	
小学校関係者	大平 和哉	徳島市・名東郡小学校長会 会長	
中学校関係者	川中 善暢	徳島市・名東郡中学校長会 会長	
高等学校関係者	米延 賢治	徳島市立高等学校 校長	
保護者代表	傳藤 俊介	徳島市国公立幼稚園PTA連合会 会長	
保護者代表	大杉 麻弥	徳島市・名東郡PTA連合会 会長	
保護者代表	青矢 美佳子	徳島市立高等学校PTA 会長	
社会教育関係	板東 恵子	徳島市社会教育委員会 委員長	
人権教育関係	井上 一男	徳島市人権教育・啓発推進協議会 副会長	
スクール カウンセラー	後藤 真紀	富田中学校 スクールカウンセラー	
公募市民	宮生 仁美	公募委員	
公募市民	椎野 朝香	公募委員	

(4) 策定検討委員会設置要綱

徳島市教育振興基本計画（第4期）策定検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）の規定に基づき徳島市の教育振興基本計画を策定し、教育振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための教育委員会内組織として、徳島市教育振興基本計画（第4期）策定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 検討委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 教育振興基本計画（第4期）案の審議及び作成に関すること。
- (2) 教育振興基本計画（第4期）の進行管理に関すること。

（組織）

第3条 検討委員会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、教育次長（教育担当）をもって充てる。
- 3 副会長は、教育次長（行政担当）をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

（会長及び副会長）

第4条 会長は、検討委員会を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

（会議）

第5条 会長は、必要に応じて会議を招集し、これを主宰する。

- 2 会長は、必要があると認める時は、委員以外の者を会議に出席させることができる。

（作業部会）

第6条 検討委員会に作業部会を設置することができる。

- 2 作業部会は、検討委員会に属する課長等より推薦された職員をもって組織する。
- 3 作業部会は、検討委員会の必要に応じて開催する。
- 4 作業部会の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 教育振興基本計画（第4期）案の作成に関すること。
 - (2) 教育振興基本計画（第4期）の推進に関すること。

（庶務）

第7条 検討委員会の庶務は、教育委員会事務局総務課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営等に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。

別表（第3条関係）

職 名
総務課長
学校教育課長
社会教育課長
体育保健給食課長
青少年育成補導センター所長
教育研究所長
徳島市立高等学校事務長

3 策定の経緯

(1) 策定の経緯

① 策定委員会

年月日	実施内容等
令和6年 7月3日	第1回 ・徳島市教育振興基本計画（第4期）の策定について ・計画の骨子案について
令和6年 8月20日	第2回 ・計画（素案）について
令和6年 11月13日	第3回 ・計画（素案）について ～計画案の中間とりまとめ～
令和7年 2月4日	第4回 ・パブリックコメント手続の結果について ・計画（案）について

② 策定検討委員会

年月日	実施内容等
令和6年 3月14日	第1回 ・策定検討委員会について ・徳島市教育振興基本計画（第4期）の策定について ・策定委員会の委員について 等
令和6年 4月30日	第2回 ・計画の策定体制について ・施策体系（案）について 等
令和6年 8月5日	第3回 ・計画（素案）について
令和6年 10月30日	第4回 ・計画（素案）の修正について
令和7年 1月22日	第5回 ・パブリックコメント手続の結果について ・計画（案）について

③ 教育委員会定例会

年月日	実施内容等
令和6年 5月31日	令和6年第5回定例会で報告 ・徳島市教育振興基本計画（第4期）の策定について
令和6年 7月26日	令和6年第7回定例会で報告 ・第1回徳島市教育振興基本計画（第4期）策定委員会について
令和6年 8月30日	令和6年第8回定例会で報告 ・第2回徳島市教育振興基本計画（第4期）策定委員会について
令和6年 11月29日	令和6年第11回定例会で報告 ・第3回徳島市教育振興基本計画（第4期）策定委員会について
令和7年 2月21日	令和7年第2回定例会で報告 ・第4回徳島市教育振興基本計画（第4期）策定委員会について

④ パブリックコメント

年月日	実施内容等
令和6年 12月20日 ～ 令和7年 1月18日	計画（素案）のパブリックコメント手続の実施 （市民からの意見募集）

徳島市教育振興基本計画（第4期）

発行日 令和7年3月
発行 徳島市教育委員会
〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地
<http://www.city.tokushima.tokushima.jp/>
編集 徳島市教育委員会 総務課
電話 088-621-5405
FAX 088-624-2577

